

JICA 環境社会配慮ガイドライン改定に向けた論点（案）

現行ガイドライン 条文	調査アイテム、運用見直し WG 提言	調査結果、論点が抽出された背景理由	論点（案）
序			
I. 基本的事項			
1.1 理念	（レビュー調査全体を通じて確認） 1. 開発協力大綱等の政府方針、持続可能な開発目標（SDGs）等の国際的援助潮流の整理	1. 政府方針、国際的援助潮流 1.1 政府方針 【開発協力大綱】 - ODA を含む開発協力の政策理念を示す。非軍事的協力による平和と繁栄への貢献、人間の安全保障の推進、自助努力支援と日本の経験と知見を踏まえた対話協働による自律的な発展に向けた協力を目指す。実施上の原則として、適正性確保のため、開発に伴う様々な環境への影響や気候変動対策に十分注意を払い、環境に十分配慮した開発協力を行うこと、及び格差是正、子ども、障害者、高齢者、少数民族先住民族等の社会的弱者への配慮等の観点から、社会面への影響に十分注意を払い、あらゆる場面における多様な参加者の参画に努めつつ開発協力を行うこと等が述べられている。 【質の高いインフラ投資の推進】 - 日本政府は、新興国を中心とした世界のインフラ需要を満たすため、日本の質の高いインフラを輸出する目的で「質の高いインフラ投資」を実施。これはライフサイクルコストの低減等の経済性や包摂性、安全性強靱性、持続可能性等の質を確保したインフラの提供するもの。また、実施に当たっては環境社会配慮ガイドライン等の質の高いスタンダードの適用を行うことを目指している。なお、協力を戦略的に展開するため、手続きのさらなる迅速化を進める方針である。 【質の高いインフラ投資の推進のための G7 伊勢志摩原則】 2016 年に G7 伊勢志摩サミットが開催され、首脳宣言の付属文書として「質の高いインフラ投資の推進のための G7 伊勢志摩原則」が発出された。同原則の 3 に「質の高いインフラ投資は、インフラプロジェクトの社会環境面での影響について配慮しなければならない、また、既存の MDBs の基準を含む最も重要な基準に反映されている国際的なベストプラクティスに沿った社会環境面でのセーフガードを適用すること等により、こうした影響に適切に対応しなければならない」と社会環境面での影響への対応が述べられている。	開発協力大綱、質の高いインフラ投資の促進等の政府方針への対応
1.2 目的			
1.3 定義			
1.4 環境社会配慮の基本方針			
		1.2 国際的援助潮流 【持続可能な開発目標（SDGs）】 2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に掲げられた 17 の目標。JICA は、飢餓栄養、健康、教育、水衛生、エネルギー、経済成長雇用、インフラ産業、都市、気候変動、森林生物多様性の 10 のゴールについて中心的役割を果たすことを方針とする。JICA は、プロジェクトのステークホルダーの意味ある参加を推進する GL を遵守することを通じ、「誰一人取り残されない -No one will be left behind」を理念とし、持続可能な社会を実現するための重要な指針である SDGs 達成の後押しを可能とし、ひいては SDGs の達成の補完、あるいは補強することができるとの見解。 【パリ協定】 - 初めて全ての締約国が地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出削減に取り組むことを約束した枠組み。世界共通の長期目標として、産業革命前からの気温上昇を 2℃未満に抑制することを規定するとともに、1.5℃までへの抑制に向けた努力の継続に言及。全ての締約国が(1)自らが決定する貢献（排出削減目標等）を策定し国内措置を遂行、5 年ごとにさらに野心的な貢献を提出し、(2)自国の取組状況を定期的に報告、レビューを受け、(3)世界全体としての実施状況の検討を 5 年ごとに行う。日本政府は、途上国への気候変動対策支援を 2020 年に官民合わせて約 1 兆 3,000 億円にすることを含む「美しい星への行動 2.0(ACE 2.0)」を表明している。 - 日本政府は、2019 年 6 月 11 日に「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を閣議決定しており、長期的なビジョンとして、「最終到達点としての「脱炭素社会」を掲げ、それを野心的に今世紀後半のできるだけ早期に実現するこ	持続可能な開発目標（SDGs）、パリ協定といった国際潮流への対応

現行ガイドライン 条文	調査アイテム、運用見直し WG 提言	調査結果、論点が抽出された背景理由	論点（案）
		とを目指すとともに、2010 年までに 80%の温室効果ガスの排出削減に大胆に施策に取り組むとしている。そのためにビジネス主導の非連続なイノベーションを通じた「環境と成長の好循環」の実現、取組を今から迅速に実施し、世界への貢献、将来に希望の持てる明るい社会を描き行動を起こす」としている。	
1.5 JICA の責務	（第Ⅱ，Ⅲ章のレビュー調査を通じて確認） 1. IFC、ADB 等、他ドナーにおける出資案件における責務について確認	1. IFC、ADB、世銀における出資案件における責務 世界銀行（以下、世銀） 2018 年 10 月に施行された Environmental and Social Framework（以下、ESF）は、International Bank for Reconstruction and Development（IBRD）と International Development Association（IDA）を通じて提供される Loan および Guarantee から成る Investment Project Financing に対して適用される（ESF, World Bank Environmental and Social Policy for Investment Project Financing, Footnote 3、OP 10.00）。世銀グループの民間企業関連投資は MIGA と IFC を通じて行われるため、世銀 ESF の適用対象に出資事業は含まれていない。 International Finance Corporation（以下、IFC） - IFC は、事業への融資や FI への融資、事業会社への出資など、さまざまな投資を行っているが、その種類にかかわらず、中程度あるいは高い環境社会リスクを有するもの、また、環境社会影響が想定されるものについては、Performance Standard（以下、PS）の要件が適用される（Policy on Environmental and Social Sustainability, 2012, 以下 SP , para3）。SP para 24 には、「クライアントによる PS 不遵守が確認された場合、是正の働きかけによっても改善されない場合は、法的措置を含む対応策をとる」と規定されているが、出資についてその他と区別されておらず、かつ出資に限定して課されている責務も確認されない。 - Access to Information Policy（“AIP”，January 1, 2012）上でも、出資についてその他と区別されておらず、かつ出資に限定して課されている責務も見受けられない。 Asian Development Bank（以下、ADB） - セーフガードポリシー（Safeguard Policy Statement, 2009, 以下 SPS）は、融資、贈与、出資、保証等の全ての投資プロジェクトに適用される（SPS, para48）。SPS, para72 には、「借入人/クライアントによる SPS 不遵守が確認された場合、是正の働きかけによっても改善されない場合はプロジェクトの停止も含む法的措置を検討する」と規定されているが、出資についてその他と区別されておらず、かつ出資に限定して課されている責務も確認されない。 - Access to Information Policy（“AIP”，September 2018）上でも、出資についてその他と区別されておらず、かつ出資に限定して課されている責務も見受けられない。	
1.6 相手国政府に求める要件	（GL 別紙 1 のレビュー調査を通じて確認）		
1.7 対象とする協力事業	1. 現行 GL 施行後に増えた協力事業（海外投融資、中小企業支援等）の整理	1. 現行 GL 施行後に増えた協力事業 - 現行 GL 施行後に追加された協力事業として、海外投融資、中小企業 SDGs ビジネス支援事業が挙げられる。また、今後追加される予定の事業として Green Climate Fund からの受託事業が挙げられる。海外投融資は環境ガイドラインが対象とする有償資金協力に該当するため、GL が適用されている。中小企業 SDGs ビジネス支援事業は、GL 上の「対象とする協力事業」には該当しないが、「中小企業支援型」及び「SDGs ビジネス支援型」の案件化調査、普及実証ビジネス化事業について、運用上は GL が適用されてきた。各事業の詳細は以下のとおり。 - 海外投融資は 2011 年から 2018 年で 24 案件調印されており、産業人材育成事業、マイクロファイナンス事業、コーヒーバリューチェーン強化事業、アジア気候変動対策ファンドと小規模なものから工業団地、港湾整備、効率化ガス火力発電事業まで規模の異なるインフラ案件を含み、その環境カテゴリも A から C、FI まで幅広く扱っている。 - 中小企業 SDGs ビジネス支援事業には、原則として、中小企業及び中堅を対象とした「中小企業支援型」と、大企業を対象とした「SDGs ビジネス支援型」の二つがある。「中小企業支援型」には、基礎調査、案件化調査、普及実証ビジネス化事業の 3 つの支援メニューがある。「SDGs ビジネス支援型」には、案件化調査、普及実証ビジネス化事業の 2 つの支援メニューがある。 「中小企業支援型」の 3 メニューは、期間は 3 ヶ月～3 年、支援業務の上限金額は 850 万円～1.5 億円と幅がある。運	対象とする協力事業に、民間連携事業（中小企業 SDGs ビジネス支援事業の案件化調査、普及実証ビジネス化事業）及び Green Climate Fund からの受託事業を含めることの可否

現行ガイドライン 条文	調査アイテム、運用見直し WG 提言	調査結果、論点が抽出された背景理由	論点（案）
	第 3 回 運用見直し WG 提言 【PPP F/S 等へのガイドラインの適用】 2. 協力準備調査（PPP インフラ事業）と中小企業海外展開支援事業について、その内容を明らかにした上で別途環境社会配慮ガイドラインとの関係をわかり易く整理すること。 3. その際、特に「中小企業連携促進基礎調査」については、情報収集が主な目的であることから、実際上は、環境社会配慮ガイドライン適用の対象外になること、また、「案件化調査」「普及実証事業」については環境や社会に重大で望ましくない影響を及ぼす案件（カテゴリ A 案件）は実施しないことを明らかに示すこと。	用上、基礎調査は情報収集が主な目的であり、フィージビリティ調査は実施しないため、GL の適用外とされている。案件化調査、普及実証ビジネス化事業は、GL の対象とする協力事業でないものの、フィージビリティ調査を実施する、もしくは環境社会影響が生じる可能性のある案件が含まれるため、運用上 GL が適用されてきた。 - 案件化調査、普及実証ビジネス化事業の主な製品技術分野は、環境エネルギー、廃棄物、水浄化水処理、職業訓練産業育成、福祉、農業、保健医療、教育、防災災害対策。カテゴリは、2018 年度前期採択の案件化調査 18 案件中、カテゴリ B が 4 件、カテゴリ C が 14 件であった。また、同時期採択の普及実証ビジネス化事業は、採択案件 15 件中、カテゴリ B が 1 件、カテゴリ C が 14 件であった。 「SDGs ビジネス支援型」は 2018 年 7 月に新設されたスキームであり、フィージビリティ調査を実施する、もしくは環境社会影響が生じる可能性のある案件が含まれるため、運用上、GL が適用される。前身の制度である途上国の課題解決型ビジネス（SDGs ビジネス）調査、及び開発途上国の社会経済開発のための民間技術普及促進事業は、GL の対象とする協力事業でないものの、運用上 GL が適用されてきた。前者の 2018 年前期の採択案件は、6 案件全てカテゴリ C であり、後者は、同時期採択の 6 案件全てがカテゴリ C であった。 - JICA は 2017 年に、国際機関である「Green Climate Fund」（緑の気候基金、GCF）の認証機関として承認され、今後、GCF の事業を、独立行政法人国際協力機構法第 13 条第 3 項に基づき受託することが想定される。現在は GCF へ提出する案件提案書を準備中の状況にあり案件の採択は未了である。GCF からの受託案件については、GL を適用する方向で調整中。 2. 中小企業 SDGs ビジネス支援事業の「中小企業支援型」（旧名称：中小企業海外展開支援事業）の概要は 1. のとおり。また、運用見直し時の提言を踏まえ、環境社会配慮ガイドラインに関するよくある問答集（以下、FAQ）では、「協力準備調査（PPP インフラ事業）、中小企業海外展開支援事業（案件化調査、普及実証事業）は JICA 環境社会配慮ガイドライン適用対象となります」と記載している。 3. 中小企業 SDGs ビジネス支援事業「中小企業支援型」の基礎調査は、1. のとおり情報収集が主な目的であり、フィージビリティ調査は実施しないため、GL の適用外とされている。また、案件化調査、普及実証ビジネス化事業について、環境社会に甚大な負の影響を及ぼす可能性がある提案は採択しない方針である。	
	4. 現行 GL 施行後の業務環境の変化（インフラ輸出の促進、迅速化、国際金融機関との協調融資の増加等）の整理	4. 現行 GL 施行後の業務環境の変化 【質の高いインフラ投資の推進】 - 日本政府は、新興国を中心とした世界のインフラ需要を満たすため、日本の質の高いインフラを輸出する目的で「質の高いインフラ投資」を実施。これはライフサイクルコストの低減等の経済性や包摂性、安全性強靱性、持続可能性等の質を確保したインフラを提供するもの。また、実施に当たっては環境社会配慮ガイドライン等の質の高いスタンダードの適用を行うことを目指している。なお、協力を戦略的に展開するため、手続きのさらなる迅速化を進める方針である。 2016 年に G7 伊勢志摩サミットが開催され、首脳宣言の付属文書として「質の高いインフラ投資の推進のための G7 伊勢志摩原則」が発出された。同原則の 3 に「質の高いインフラ投資は、インフラプロジェクトの社会環境面での影響について配慮しなければならない、また、既存の MDBs の基準を含む最も重要な基準に反映されている国際的なベストプラクティスに沿った社会環境面でのセーフガードを適用すること等により、こうした影響に適切に対応しなければならない」と社会環境面での影響への対応が述べられている。 【協調融資】 - 国際金融機関との協調融資は、毎年 10 件程度が行われている。 - 世銀 ESF のうち世銀が満たすべき要件を示す The World Bank Environmental and Social Policy for Investment Project Financing(以下、Environmental and Social Policy)は、MDBs と協調融資を行う場合には、「コモンアプローチの採用に合意するために MDBs および相手国と協力する」と規定している。協調融資先のセーフガードポリシーを確認した上で、コモンアプローチをとっても ESF のうち借入人と実施されるプロジェクトが満たすべき要件である Environmental and Social Standards（以下、ESS）1- 10 を満たすことが可能と判断される場合、当該事業の環境社会影響の評価や管理に関するコモンアプローチを採用することが可能となっている。 - ADB の SPS は、「協調融資を実施する際には、ADB と協調融資相手の双方のセーフガードの原則を満たす形で、影響評	協調融資案件におけるコモンアプローチの導入適否

現行ガイドライン 条文	調査アイテム、運用見直し WG 提言	調査結果、論点が抽出された背景理由	論点（案）																								
		価や計画プロセス、統一のセーフガード文書、コンサルテーション、情報公開等の要件を一本化しよう努力する」と規定している (SPS, para70)。																									
1.8 緊急時の措置	1. 「緊急時の措置」の適用実績整理（カテゴリ分類、緊急時の判断基準、助言委員会関与方法、情報公開、モニタリング、フォローアップ措置等） 第9回 運用見直し WG 提案 【緊急を要する場合の環境社会配慮確認】 2. 人命人道上、緊急的に支援が必要となる場合を除き、カテゴリ A 案件は、環境社会配慮ガイドライン 1.8「緊急時の措置」の対象外とすることが望ましい。 3. 環境社会配慮ガイドライン 1.8 では「自然災害や紛争後の復旧支援などで、緊急性が高く環境社会配慮ガイドラインに従った環境社会配慮の手続きを実施する時間がないことが明らかな場合」を緊急時と判断すると記載されているが、これまでにどのようなケースが緊急時と判断されたか例示するなど、判断基準が提示されることが望ましい。 4. これまでの運用では、開発計画調査型技術協力により自然災害へ対応する案件に、環境社会配慮ガイドライン 1.8「緊急時の措置」が適用されているが、これ以外のスキームに対して「緊急時の措置」が適用する場合には助言委員会に対し実施する手続きの内容の説明がなされることが望ましい。 5. 緊急の対応として環境社会配慮の簡略化が行われる場合、事業実施後のモニタリングやフォローアップ措置が適切になされる必要がある。	1. 「緊急時の措置」の適用実績 レビュー調査対象案件に緊急時の措置が適用された案件はなかった。GL 施行後、緊急時の措置が適用された案件として、計 7 案件（開発調査型技術協力）が確認された。全事業において、詳細計画策定調査が省略されているが、予備的スコーピング等は本体調査にて実施されていることを確認。また、全件において緊急時の措置の適用を本体調査開始前に環境社会配慮助言委員会に報告している。 <table><thead><tr><th>案件名</th><th>カテゴリ</th><th>スキーム</th></tr></thead><tbody><tr><td>タイ「チャオプラヤ川流域洪水対策プロジェクト」</td><td>B</td><td>開発調査型技術協力</td></tr><tr><td>エチオピア「ジャラル溪谷及びシェベレ川流域水資源開発計画策定緊急給水プロジェクト」</td><td>B</td><td>開発調査型技術協力</td></tr><tr><td>ケニア「北部ケニア干ばつレジリエンス向上のための総合開発及び緊急支援計画策定プロジェクト」</td><td>B</td><td>開発調査型技術協力</td></tr><tr><td>エチオピア「農村地域における対応能力強化緊急支援計画策定プロジェクト」</td><td>B</td><td>開発調査型技術協力</td></tr><tr><td>ケニア「半乾燥地小規模灌漑開発管理プロジェクト」</td><td>B</td><td>開発調査型技術協力</td></tr><tr><td>ネパール地震復旧復興プロジェクト</td><td>B</td><td>開発調査型技術協力</td></tr><tr><td>中部スラウェシ州復興計画策定及び実施支援プロジェクト</td><td>B</td><td>開発調査型技術協力</td></tr></tbody></table> 2. 現行 GL 施行後、緊急時の措置が適用された案件には、カテゴリ A 案件は含まれていない。 3. 現行 GL 施行後に緊急時の措置が適用された案件は、開発調査型技術協力 7 件である。また、緊急時の措置を適用した案件は JICA ホームページで公開されている。 (https://www.jica.go.jp/english/our_work/social_environmental/id/emergency.html) 4. 現行 GL の下、緊急時の措置は開発調査型技術協力以外のスキームに、緊急時の措置が適用された例はない。 5. 開発調査型技術協力に緊急時の措置が適用された場合、本来であれば実施前に行う詳細計画策定調査が省略されたが、本格調査段階において、詳細計画策定調査で行われる環境社会配慮のスコーピング及び TOR 作成が行われた。現行 GL 施行後に緊急時の措置が適用された 7 件の開発調査型技術協力のうち、ネパール国ネパール地震復旧復興プロジェクトで優先緊急復旧事業の実施が含まれていたが、本格調査段階で特段の環境社会配慮に関する影響はないことを確認している。また、7 件全てで開発調査型技術協力の終了後に予期せぬ環境社会影響が指摘されたことはない。	案件名	カテゴリ	スキーム	タイ「チャオプラヤ川流域洪水対策プロジェクト」	B	開発調査型技術協力	エチオピア「ジャラル溪谷及びシェベレ川流域水資源開発計画策定緊急給水プロジェクト」	B	開発調査型技術協力	ケニア「北部ケニア干ばつレジリエンス向上のための総合開発及び緊急支援計画策定プロジェクト」	B	開発調査型技術協力	エチオピア「農村地域における対応能力強化緊急支援計画策定プロジェクト」	B	開発調査型技術協力	ケニア「半乾燥地小規模灌漑開発管理プロジェクト」	B	開発調査型技術協力	ネパール地震復旧復興プロジェクト	B	開発調査型技術協力	中部スラウェシ州復興計画策定及び実施支援プロジェクト	B	開発調査型技術協力	
案件名	カテゴリ	スキーム																									
タイ「チャオプラヤ川流域洪水対策プロジェクト」	B	開発調査型技術協力																									
エチオピア「ジャラル溪谷及びシェベレ川流域水資源開発計画策定緊急給水プロジェクト」	B	開発調査型技術協力																									
ケニア「北部ケニア干ばつレジリエンス向上のための総合開発及び緊急支援計画策定プロジェクト」	B	開発調査型技術協力																									
エチオピア「農村地域における対応能力強化緊急支援計画策定プロジェクト」	B	開発調査型技術協力																									
ケニア「半乾燥地小規模灌漑開発管理プロジェクト」	B	開発調査型技術協力																									
ネパール地震復旧復興プロジェクト	B	開発調査型技術協力																									
中部スラウェシ州復興計画策定及び実施支援プロジェクト	B	開発調査型技術協力																									
1.9 普及	1. 相手国等に対する説明実績、 <u>説明内容の整理</u>	1. 相手国等に対する説明実績、説明内容の整理 - 全 100 案件で、実施機関への説明及び JICA GL 遵守の合意が確認されている。 - JICA が実施する環境社会配慮実務研修に、実施機関等の職員が 2011 年度 120 名、2012 年度 84 名、2013 年度 100 名、2014 年度 145 名、2015 年度 101 名、2016 年度 203 名、2017 年度 142 名、2018 年度 53 名が参加している。なお、全 100 件中 28 件では、事業関係者の研修への参加が確認された。																									
1.10 環境社会配慮助言委員会	(第Ⅱ章 2.7「環境社会配慮助言委員会による助言」のレビュー調査を通じて確認)																										
Ⅱ. 環境社会配慮のプロセス	調査アイテム、運用見直し WG 提言	調査結果、論点が抽出された背景理由	論点（案）																								
2.1 情報の公開	1. JICA による情報公開（カテゴリ分類、最終報告書、環境社会	1. JICA による情報公開状況確認																									

現行ガイドライン 条文	調査アイテム、運用見直し WG 提言	調査結果、論点が抽出された背景理由	論点（案）
	配慮文書、環境レビュー結果、モニタリング結果）状況確認 2. 相手国等による情報公開（環境社会配慮文書、モニタリング結果）状況（公開場所、公開時期、言語等） 3. JICA から相手国等に対する情報公開の働きかけの状況確認 4. 第三者からの情報提供の求めの有無と対応状況確認 5. 情報開示が禁じられる情報についての対応状況確認	- JICA におけるカテゴリ分類、最終報告書、環境社会配慮文書、環境レビュー結果の情報公開については、8 件の開発調査型技術協力プロジェクト（本件は MP のみであり EIARAP 等は対象外のため）、10 件のカテゴリ C プロジェクトを除く）82 件のうち、全 件でカテゴリ分類、協力準備調査、環境社会配慮文書（EIA、RAP（IPP の対象案件なし））及び環境レビュー結果の全ての資料が JICA の情報公開サイトで公開されている。 - 相手国等による情報公開状況 - カテゴリ A(計 41 件) については、環境社会配慮文書の承認を求める段階にないマスタープランの実施のみの 2 件(No. 39, 40, 44, 45)と ES 借款 2 件（No. 23, 34）を除く、35 件全件で EIA 及び RAP の公開が確認されている。カテゴリ B については環境社会配慮文書が作成された 24 件のうち、18 件については公開が確認されていない。カテゴリ FI についても公開は確認されていない。 - JICA から相手国等に対する情報公開の働きかけの状況確認 - 審査時等にモニタリング結果の情報公開にかかる合意が確認できたのは、8 件の開発調査型技術協力プロジェクト及び 10 件のカテゴリ C プロジェクトを除く 82 件のうち、環境モニタリング結果については 45 件であった（うち、社会面も合意しているのは 19 件）。全ての案件において審査時等に GL に基づき情報公開の説明は行っている。JICA から公開を促していることは確認されたものの、国内法で求められていないことや実施機関の情報公開方針により、上記文書を非公開とする実施機関が複数あり、先方政府の政策法律上の理由等により、未合意に至ったものと考えられる。GL 施行後、公開合意が得られた案件は増加の傾向が見られており、円借款事業でモニタリング結果の公開を合意している案件は、2010 年度に借款契約が締結された案件のうち、環境モニタリングを必要とする計 36 案件中 4 件、社会モニタリングを必要とする計 15 案件中 4 件のみでしたが、2017 年度には、環境モニタリングを必要とする計 38 案件中 20 件、社会モニタリングを必要とする計 14 案件中 12 件となっている。 - 第三者からの情報提供の求めの有無と対応状況確認 - 第三者からの情報公開請求が JICA に行われたのは、異議申立対象となった 2 案件（No. 4, 84）である。 - 情報開示が禁じられる情報についての対応状況確認 - 全件において、公開情報（EIA, RAP, ECC 等）については、相手国政府等から了解を得た上で公開していた。 【追加調査アイテム】 情報公開に関する世銀等のセーフガード規定 - 世銀 Environmental and Social Policy では、High Risk 及び Substantial Risk 案件については、環境社会影響評価に基づくリスク影響に関する文書（EIA 報告書含む）を世銀はアプレイザル前に公開する。これらの文書は案（ドラフト）の段階での公開を可としており、公開期間に関する規定はない。 - ADB では、カテゴリ A の案件の場合には、Draft EIA を理事会付議の 120 日前に公開することを義務付けている（SPS, para 53）。 - IFC では、EIA の公開は必須とはなっていないが、代わりに IFC が作成する Environmental and Social Review Summary (ESRS) で必要な情報を整理し、理事会付議の前にカテゴリ A 案件では 60 日間以上、それ以外は 30 日間以上公開する。 • 現行の GL では、環境レビューに先立ち情報公開する文書として、「1) 環境アセスメント報告書と環境許認可証明書、2) 大規模住民移転が発生するプロジェクトの場合には住民移転計画、3) 先住民族のための対策を要するプロジェクトの場合には先住民族計画」が挙げられている。また、「環境アセスメント報告書は、合意締結の 120 日以前に公開する」ことが定められている。（GL 3. 2. 1、(1)、2）これを踏まえて、環境許認可取得済みの EIA を公開している。しかし、環境当局による承認済み EIA を公開してから環境レビューを行うことが求められているため、レビューを通じて EIA の内容にコメントしようとしても、既に環境当局による審査と承認が終わっているため、必要に応じて審査時に（環境許認可に対して）追加的に合意する必要が生じている。結果、相手国等は EIA 報告書と審査時合意事項の両方を確認する必要が生じ、混乱を招くこともある。このような事態は、3 案件（No. 24, 28, 29）において確認された。 【追加調査アイテム】 モニタリング監理結果の公開 - GL では、モニタリング結果の情報公開については、「JICA は、相手国等によるモニタリング結果について、相手国等で一般に公開されている範囲でウェブサイトで公開する（GL 3. 2. 2. 7）」ことが求められている。 - ADB Safeguard Policy Statement では、モニタリング結果の ADB によるウェブサイト上での公開が規定されている（SPS, para71）。 - 世銀、欧州復興開発銀行（EBRD）、米州開発銀行（IDB）及びアフリカ開発銀行（AfDB）の各セーフガードポリシー及び情報公開に関するポリシーでは、環境社会配慮事項に関するモニタリング結果の公開は規定されていない。 - 世銀において、Access to Information Policy によれば、案件形成監理に係る世銀ミッションの aide-mémoire は世銀と相手国／借入人が合意した場合に公開される（Access to Information Policy, para20）	環境レビュー前の公開対象の EIA 報告書のステータス（ドラフトもしくは承認版） 環境レビュー前の環境許認可証明書の公開の要否 EIA 報告書の公開期間 モニタリング結果の公開義務の要否

現行ガイドライン 条文	調査アイテム、運用見直し WG 提言	調査結果、論点が抽出された背景理由	論点（案）
2.2 カテゴリ分類	1. カテゴリ分類結果、根拠の整理 2. カテゴリ分類の変更の有無と有の場合の根拠の整理 3. カテゴリ分類の妥当性について外部より指摘を受けた案件の分類結果の妥当性の確認 4. スクリーニング様式の提出状況	1. カテゴリ分類結果、根拠の整理 - 全 100 案件において、カテゴリ分類結果と根拠との間に特段の乖離は確認されなかった。 2. カテゴリ分類の変更の有無と有の場合の根拠の整理 - カテゴリ変更があった案件は 100 案件中 3 案件であった（No. 25, 27, 63）。No. 25 は発電所のエンジニアリングサービスに係るコンポーネントが事業対象外となったこと（A→C）、27 は相手国の実施した F/S 後の台風による洪水被害により、M/P、F/S が見直され大規模住民移転を伴うことが確認されたこと（B→A）、63 は廃棄物最終処分場建設に係るコンポーネントが事業対象外となったこと（B→C）がカテゴリ変更の要因である。 3. カテゴリ分類の妥当性について外部より指摘を受けた案件の分類結果の妥当性の確認 - カテゴリ分類の妥当性にかかる外部からの指摘は、2 案件（No. 36 ミャンマー国ティラワ地区インフラ開発事業（フェーズ 1）、No. 83 モザンビーク国ナカラ回廊農業開発マスタープラン策定支援プロジェクト）で確認された。 4. スクリーニング様式の提出状況 - 全 100 件についてスクリーニング様式又は相応の情報を実施機関より徴求した上でスクリーニングが実施されていた。 【追加調査アイテム】 カテゴリ分類に関する世銀 ESF 等の規定 - 従来、世銀の OP 4.01 では、プロジェクトタイプ、場所、影響への脆弱性、規模を踏まえて、カテゴリ A, B, C, FI の 4 つに分類されていたが、Environmental and Social Policy では、下記の関連事項を考慮して、High Risk, Substantial Risk, Moderate Risk, Low Risk の 4 つに分類するとされた。定期的にリスクは見直され、変更はウェブサイトで公開される。 - プロジェクトタイプ、場所、影響への脆弱性、規模 - 想定される環境社会リスク影響の性質と規模 - 相手国等及び他のプロジェクト実施機関が持つ環境社会リスク影響を管理する能力、ESS（世銀 ESF のうち、借入人と実施されるプロジェクトが満たすべき要件を示したもの）に基づく管理へのコミットメント - 特定のプロジェクトの環境社会面の影響に対する緩和策の実績と結果 - 提案される緩和策と技術の性質、ガバナンス体制と法規、安定性、紛争、治安などに対する考慮 - 各 ESS を遵守するため、借入人に求められる要件は、プロジェクトの性質や規模に応じて、また環境社会リスクや影響に比例して段階的に設定されている。（Environmental and Social Policy, para 6） - 世銀 ESF では、リスク分類に際し、「不可分一体事業」の環境社会面の影響を考慮することは規定されていない（Environmental and Social Policy, para6） - ADB のセーフガード政策では、カテゴリ分類に際し、直接的、間接的、累積的影響、誘発された影響を考慮し決定されるが、「不可分一体事業」の環境社会面の影響を考慮することは規定されていない（SPS, para 50）。IFC のセーフガード政策では、カテゴリ分類に際し、潜在的な環境社会面の影響リスクを考慮するが、「不可分一体事業」については触れられていない。 【追加調査アイテム】 カテゴリ B の取り扱い - レビュー案件中、42 件のカテゴリ B 案件が含まれ、スキームは有償 12 件、無償 18 件、技協 3 件、開発調査型技協 3 件、中小企業支援・その他 6 件であった。そのうち、技協、中小企業支援・その他の計 9 件では、専門家派遣や機材設置等であり事業自体の規模が比較的小さいため、非自発的住民移転が発生しない等、環境社会影響は限られている。開発調査型技協については、上位計画の検討という性格上、計画の中で提示される事業の規模やその影響は一定の範囲内の多様性が確認された。一方、有償の計 12 件のカテゴリ B では、平均事業費が約 150 億円であり規模が比較的大きく（例えば、道路改修、空港改修等）、一部事業では大規模ではないものの非自発的住民移転が発生した。無償の計 18 件については、平均事業費が約 25 億円であり有償と比較して事業規模が小さく、影響も少ない傾向が見られた。このように、カテゴリ B では特に、様々な事業規模が含まれ、それに応じて影響・リスクに幅が見られた。	世銀の ESF のうち、世銀が満たすべき要件を示す Environmental and Social Policy で規定されたカテゴリ分類（High Risk, Substantial Risk, Moderate Risk, Low Risk）の参照の可否
2.3 環境社会配慮の項目	（別紙 1 のレビュー調査を通じて確認）		
2.4 現地ステークホルダーとの協議	1. JICA と相手国等による協議状況確認 2. 上記以外は別紙 1 「社会的合意」のレビュー調査を通じて確認	1. JICA と相手国等による協議状況確認 現行 GL では、「相手国等は、カテゴリ A プロジェクトについては必ず、カテゴリ B プロジェクトについては必要に応じて、スコーピング案(プロジェクト名、国名、場所、事業概要、カテゴリ分類とその根拠、代替案、影響項目とその内容)を情報公開した上で、ステークホルダー分析を踏まえて現地ステークホルダーとの協議を行う。JICA は、それを支援し、協議の結果を環境社会配慮調査に反映させる（GL3.1.2.6）」と記載されている。	ESS10 ステークホルダーエンゲージメント計画の参照の可否。（補足）ESS は、世銀 ESF のうち、借入人と

現行ガイドライン 条文	調査アイテム、運用見直し WG 提言	調査結果、論点が抽出された背景理由	論点（案）
		- 全 100 件中、69 案件において、環境レビュー段階で EIA/RAP にかかるステークホルダー協議を実施していることが確認された。（カテゴリ C：10 件、カテゴリ FI：7 件、カテゴリ B のうち、既存の施設内で改修等の実施を行う事業や中小企業支援事業のうち案件化調査：9 件、マスタープラン作成時にステークホルダーを実施している開発調査型技術協力 5 件を対象外とする）。 【追加調査アイテム】現地ステークホルダーとの協議に関する世銀 ESF の規定 - ESS10「ステークホルダーエンゲージメントと情報公開」は、世銀のすべての Investment Project Financing 案件に適用される。（ESS10 para 4）ESS10 において、「ステークホルダー」とは、(a)プロジェクトにより影響を受ける個人や集団及び、(b)プロジェクトに関心がある個人や集団のことを指す。（ESS10 para 5） - 借入人は、ステークホルダーエンゲージメント計画（Stakeholder Engagement Plan, SEP）の作成、実施が求められる。SEP には、事業の影響を受ける人々、及びその他の関心を持つステークホルダーを特定し、当該ステークホルダーの事業への参画の時期や方法、提供される情報の種類や提供時期、開催告知方法、開催場所、開催結果の報告、苦情処理メカニズムの詳細が記載される。SEP のドラフトは、プロジェクト形成の初期段階で、審査前のできるだけ早いタイミングで公開される。（ESS10, para13-） - 借入人は、意味ある協議（meaningful consultation）を実施する。意味ある協議とは、ステークホルダーが、プロジェクトのリスク等に関して意見を言うことができ、また借入人もそれについて考慮し返答するといった、双方向のプロセスのことである。（ESS10 para 21, 22） - 借入人は、苦情処理メカニズムを設置し運用する。苦情処理メカニズムには、多様な苦情申し立て方法、記録、透明性のある手続き、（解決できなかった場合の）訴訟プロセスについて含まれる。（ESS10 para 26, Annex 1 para 1-3） - IFC PS 1「環境社会リスク影響の評価と管理」では、クライアントは、プロジェクトのリスクと影響、開発段階、被影響コミュニティの特性と関心に応じたステークホルダーエンゲージメント計画（Stakeholder Engagement Plan: SEP）を作成し、実施する。（para 27）SEP には、プロジェクト概要、ステークホルダーの特定、エンゲージメントプログラム、苦情処理メカニズム等が含まれる。（GN 1 para 98）また、クライアントは、影響を受けるコミュニティに対し、プロジェクト関連情報を開示する。この開示情報には SEP も含まれる。（para 29, 脚注 26） 【追加調査アイテム】MDBs のステークホルダー協議に関する規定 - ADB の SPS では、「ADB は意味ある協議が行われるために借入人/クライアントと協力する。借入人/クライアントはリスクや影響に応じてステークホルダーエンゲージメントを行う」ことが規定されているが、SEP の作成実施は求められていない。（SPS, para54） - IFC の PS では、クライアントはステークホルダー分析を行い、ステークホルダーエンゲージメント計画を作成、実施することが求められる。（PS 1, para 25-28）	実施されるプロジェクトが満たすべき要件を示したもの。
2.5 社会環境と人権への配慮	1. 権利が制限されている地域における協力事業での情報公開や現地ステークホルダーとの協議の際の配慮状況の確認	- 権利が制限されている地域における協力事業での情報公開や現地ステークホルダーとの協議の際の配慮状況の確認 - 全 100 案件で、紛争国や紛争地域、表現の自由などの基本的自由や法的救済をうける権利が制限されている地域への該当は確認されなかった。	
	2. 社会的弱者に対する人権配慮の有無内容確認	- 社会的弱者に対する人権配慮の有無内容確認 - 全 100 件中、60 案件において、社会的弱者への配慮にかかる計画が確認された（カテゴリ C：10 件、カテゴリ FI：7 件、既存の施設内で改修等の実施を行う事業や中小企業支援事業のうち案件化調査のため社会的弱者への影響が特定されない等の理由のある 18 案件では検討されていなかった）。後述の別紙 1 社会的弱者欄を参照。 【追加調査アイテム】人権、社会的弱者に対する配慮に関する世銀 ESF の規定 - 世銀の ESF は冒頭に A Vision for Sustainable Development を掲げ、開発プロセスへの全ての人の参加を促すこと、そのため平等と非差別の原則、及び社会的に脆弱な人々への配慮が重視されている。これらを通じて、世銀は世界人権宣言に謳われる人権への配慮を尊重する。現行 GL においては「国際人権規約をはじめとする国際的に確立した人権基準を尊重する」と明記されている。 【追加調査アイテム】人権にかかる配慮の範囲 - 開発協力大綱においては、「脆弱な立場に置かれやすい対象」として「子ども、女性、障害者、高齢者、難民国内避難民、少数民族先住民族等」と明記されている。 - GL「2.5 社会環境と人権への配慮」には、社会的に弱い立場にあるものの例示として「女性、先住民族、障害者、マ	人権にかかる配慮項目とその範囲、配慮対象への社会的弱者の

現行ガイドライン 条文	調査アイテム、運用見直し WG 提言	調査結果、論点が抽出された背景理由	論点（案）																				
		イノリティなど」が挙げられている。また、「2.3 環境社会配慮の項目」には、人権配慮に関連する項目として、「貧困層や先住民族など社会的に脆弱なグループ」、「ジェンダー」、「子どもの権利」、が挙げられているが、難民国内避難民や高齢者については記載がない。 【追加調査アイテム】ビジネスと人権に関する国連指導原則：国連「保護、尊重及び救済」枠組の実施 - 国連の人権、多国籍企業、及びその他の企業活動に関する事務総長特別代表に 2005 年に就任したジョンラギーにより、「保護、尊重および救済：ビジネスと人権のための枠組」が 2008 年に国連人権理事会に提出された。同枠組みは「ラギーフレームワーク」と呼ばれ、「企業を含む第三者による人権侵害から保護する国家の義務」、「人権を尊重する企業の責任」、「救済へのアクセス」の 3 つの柱から成る。同枠組を運用するため、「ビジネスと人権に関する国連指導原則：国連「保護、尊重及び救済」枠組の実施」（以下、指導原則）が策定され、2011 年の国連人権理事会で全会一致で支持された。 - 日本政府は、指導原則の履行にコミットしており、2016 年 11 月に開催された国連ビジネスと人権フォーラムにおいて、ビジネスと人権に関する国別行動計画の作成を決定したことを発表した。外務省によれば、2020 年半ばに国別行動計画を公表することを予定している。	追記の要否																				
2.6 参照する法令と基準	1. 相手国の国内法遵守の有無 2. 世銀 SGP やその他国際基準との乖離の有無	1. 相手国の国内法遵守の有無 - 全 100 案件のうち、50 案件は国内法に基づき EIA の承認が必要で、全件において対応されていた。上記 54 件のうち、カテゴリ A 案件 7 件（No. 5, 8, 26, 27, 31, 32, 33）は、相手国において EIA の作成義務や当局承認が不要であるが、JICA GL の要件において作成し、管轄官庁の原則承認や実施機関承認などを受けていることが確認された。また、カテゴリ B 案件は国内法上 EIA の作成が必要である全 20 案件で環境レビュー時に EIA が作成されていたことを確認した。 2. 世銀 SGP やその他国際基準との乖離の有無 - JICA GL には、「世界銀行のセーフガードポリシーと大きな乖離がないことを確認する（GL2.6.3）」と記載がある。 - 世銀 SGP やその他国際基準との大きな乖離は、全 100 件で確認されなかった。多くの案件で参照されていた国際的な環境排出基準値は、Environmental, Health, and Safety Guidelines（以下、EHS ガイドライン）（大気、騒音、振動、排水、河川水、排出ガス）、WHO 基準値（大気、騒音、振動、水質）、ISO の基準値（振動）、EU の基準値（大気、排出ガス、水質）日本の基準値（騒音、振動、排水、水質、大気、JIS 振動）などであったが、10 件（No. 7, 13, 15, 20, 26, 28, 31, 32, 46, 77）では、環境基準値につき国内基準を採用して確認を行っていた。国内基準と国際基準の値に大きな乖離がないことを確認して国内基準を採用していた。非自発的住民移転の国際基準は、世銀の OP4.12、ADB の SPS が参照されているケースが多かった。国内法との大きな乖離の有無の確認等については、協力準備調査の中で行っている。																					
	3. 世銀のセーフガード政策から Environmental and Social Framework（ESF）への変更点の整理	3. 世銀のセーフガード政策から ESF への変更点 3.1 ESF は、以下の文書から構成される包括的な文書である。 - A Vision for Sustainable Development：世銀の環境社会面の持続可能性に対するビジョンを示したもの - World Bank Environmental and Social Policy for Investment Project Financing (Environmental and Social Policy)：世銀が満たすべき要件を示したもの - Environmental and Social Standards（ESS）：借入人と実施されるプロジェクトが満たすべき要件を示したもの。ESS1～10 の内容は以下のとおり。 <table><tr><td>ESS 1</td><td>環境社会リスク影響の評価と管理</td></tr><tr><td>ESS 2</td><td>雇用と労働条件</td></tr><tr><td>ESS 3</td><td>効率的な資源管理と汚染防止</td></tr><tr><td>ESS 4</td><td>コミュニティの衛生安全</td></tr><tr><td>ESS 5</td><td>用地取得、土地利用の制限、非自発的住民移転</td></tr><tr><td>ESS 6</td><td>生物多様性保全と天然資源の持続可能な管理</td></tr><tr><td>ESS 7</td><td>先住民族／アフリカサブサハラの歴史的に恵まれない伝統的地域社会</td></tr><tr><td>ESS 8</td><td>文化遺産</td></tr><tr><td>ESS 9</td><td>金融仲介機関</td></tr><tr><td>ESS 10</td><td>ステークホルダーエンゲージメントと情報公開</td></tr></table> 3.2 主要な変更点は以下のとおり ① セーフガードに関する 9 つの個別規程（Operational Policy, Bank Procedures）を一本化。ESF には 10 の ESS が含まれ、プロジェクトには全ての ESS が適用される。旧セーフガード政策には含まれていない、もしくは独立した規定と	ESS 1	環境社会リスク影響の評価と管理	ESS 2	雇用と労働条件	ESS 3	効率的な資源管理と汚染防止	ESS 4	コミュニティの衛生安全	ESS 5	用地取得、土地利用の制限、非自発的住民移転	ESS 6	生物多様性保全と天然資源の持続可能な管理	ESS 7	先住民族／アフリカサブサハラの歴史的に恵まれない伝統的地域社会	ESS 8	文化遺産	ESS 9	金融仲介機関	ESS 10	ステークホルダーエンゲージメントと情報公開	相手国に求める要件について、世銀 ESS との乖離がないことの要否
ESS 1	環境社会リスク影響の評価と管理																						
ESS 2	雇用と労働条件																						
ESS 3	効率的な資源管理と汚染防止																						
ESS 4	コミュニティの衛生安全																						
ESS 5	用地取得、土地利用の制限、非自発的住民移転																						
ESS 6	生物多様性保全と天然資源の持続可能な管理																						
ESS 7	先住民族／アフリカサブサハラの歴史的に恵まれない伝統的地域社会																						
ESS 8	文化遺産																						
ESS 9	金融仲介機関																						
ESS 10	ステークホルダーエンゲージメントと情報公開																						

現行ガイドライン 条文	調査アイテム、運用見直し WG 提言	調査結果、論点が抽出された背景理由	論点（案）																
		しては存在していなかったが、新たに ESS として示されたのは、雇用と労働条件（ESS 2）、コミュニティの衛生安全（ESS 4）、Financial Intermediaries(ESS 9)、ステークホルダーの参加と情報公開（ESS 10）である。 ② 従来のセーフガード政策では、環境社会影響の程度に基づきカテゴリ分類を行っていたが、ESF では当該事業の概要や環境社会リスク等に基づき分類を行う。その際、環境リスクと社会リスクを統合し、プロジェクトの進捗に応じて生じる課題に柔軟に対応する。 ③ 環境社会配慮要件等の面で、IFC を始めとする他の開発機関のポリシーや国際的なグッドプラクティスとの調和化が図られている。 ・ JICA GL には、「世界銀行のセーフガードポリシーと大きな乖離がないことを確認する」と記載がある。このため、2018 年 10 月に運用を開始した ESF のうち、相手国に求める要件である ESS と大きな乖離がないことを確認すべきか、検討が必要。																	
	4. 世銀 ESF と現行 GL の相違点	4. 世銀 ESF と現行 GL の相違点 - 従来の世銀セーフガード政策と比較した ESS の主な変更内容及びその他の国際基準は、対応する GL 各項目に記載。 - 全般的事項として、世銀 ESS1「環境社会リスク影響の評価と管理」では相手国等に対して以下の文書の作成を求めている。 ① 環境社会影響評価（ESIA ; Environmental and Social Impact Assessment）報告書の作成： プロジェクトによる環境社会リスクと影響を評価する。プロジェクトライフを通じた、直接的、間接的、累積的なリスクと影響を評価し、ESSs2-10 にある要求事項を満たすものとする（ESS1 para 23）。社会面には、事業に関係する労働者（ESS 2）や周辺コミュニティへの配慮（ESS 4）が含まれる。 ② 環境社会履行計画（ESCP ; Environment and Social Commitment Plan）の合意：ESIA の緩和策、モニタリング計画等の重要点を整理した文書の作成が求められる。 - 世銀が、相手国の環境社会配慮フレームワークをレビューし、ESS の各要件を満たした形でプロジェクトのリスクや影響に適切な対応がなされると判断した場合、ESS の代わりに同フレームワーク（のすべてまたは一部）を活用することも可能である（ESS 1, para19, 20）。	世銀 ESS1 環境社会影響評価報告書の作成、環境社会履行計画に関する参照の要否 世銀 ESS1 相手国等の環境社会配慮フレームワーク活用に関する参照の要否																
	5. ADB、IFC のセーフガード政策で参照できる基準やグッドプラクティス等の整理	5. ADB、IFC のセーフガード政策で参照できる基準やグッドプラクティス 5.1 ADB - ADB のセーフガードポリシーである Safeguard Policy Statement（2009）は、ADB の要件の他、相手国の要件として環境、非自発的住民移転、先住民族、Special Requirements for Different Finance Modalities の 4 つが規定されている。 5.2 IFC - IFC は、「環境と社会の持続可能性に関する IFC 政策（International Finance Corporation’ s Policy on Social and Environmental Sustainability）」と「環境と社会の持続可能性に関する以下 8 つのパフォーマンススタンダード（以下、PS）」を 2012 年に制定している。PS には以下の 8 分野の配慮事項が示されている。世銀 ESS と比較すると、ESS 9, ESS 10 は IFC PS には無い項目であるが、それぞれ IFC の Interpretation Note on Financial Intermediaries（金融仲介機関のプロジェクトに対する環境と社会の持続可能性に関する IFC 政策と PS の適用を定めたもの）と PS 1 に含まれており、配慮対象項目に大きな乖離はない。PS の主要な環境社会配慮については、本ペーパーの別紙 1（対象プロジェクトに求められる環境社会配慮）を参照のこと。 <table><tr><td>PS 1</td><td>環境社会リスク影響の評価と管理</td></tr><tr><td>PS 2</td><td>雇用と労働条件</td></tr><tr><td>PS 3</td><td>資源効率と汚染防止</td></tr><tr><td>PS 4</td><td>地域社会の衛生、安全、保安</td></tr><tr><td>PS 5</td><td>用地取得と非自発的住民移転</td></tr><tr><td>PS 6</td><td>生物多様性保全と天然資源の持続可能な管理</td></tr><tr><td>PS 7</td><td>先住民族</td></tr><tr><td>PS 8</td><td>文化遺産</td></tr></table> ・ PS の規定の解釈を支援するためにガイダンスノートが公開されている。 ・ 民間連携事業（海外投融資、協力準備調査（PPP インフラ事業））では、提案企業は通常、赤道原則に沿った環境社会	PS 1	環境社会リスク影響の評価と管理	PS 2	雇用と労働条件	PS 3	資源効率と汚染防止	PS 4	地域社会の衛生、安全、保安	PS 5	用地取得と非自発的住民移転	PS 6	生物多様性保全と天然資源の持続可能な管理	PS 7	先住民族	PS 8	文化遺産	民間連携事業（海外投融資、協力準備調査（PPP インフラ事業））では、出融資先に求める要件について、IFC PS との乖離がないことの要否
PS 1	環境社会リスク影響の評価と管理																		
PS 2	雇用と労働条件																		
PS 3	資源効率と汚染防止																		
PS 4	地域社会の衛生、安全、保安																		
PS 5	用地取得と非自発的住民移転																		
PS 6	生物多様性保全と天然資源の持続可能な管理																		
PS 7	先住民族																		
PS 8	文化遺産																		

現行ガイドライン 条文	調査アイテム、運用見直し WG 提言	調査結果、論点が抽出された背景理由	論点（案）
		配慮確認を行っている場合が多く、IFC の PS を参照することが一般的である。 5.3 Environmental, Health, and Safety Guidelines - 世銀グループの EHS ガイドラインは、技術的な参考文書で、一般的な環境基準、排出基準、緩和策、安全対策、労働安全衛生（Occupational Health and Seafy）等を含むガイドライン（一般 EHS ガイドライン）と、産業セクター別ガイドライン（産業セクター別 EHS ガイドライン）から構成される。 - 世銀、IFC は、相手国の基準と EHS ガイドラインの基準レベルを比較し、より厳しい方をプロジェクトに適用する。ただし、借入人の技術面や財政面の制約等のプロジェクト特有の状況を考慮し、ESS 等の目的を損なわず、かつ重大な影響が生じない範囲で、代わりの基準を適用することがある（世銀 ESS1, para18）（IFC, Performance Standards on Environmental and Social Sustainability, para6, 7）。	
2.7 環境社会配慮 助言委員会による 助言	1. 助言委員会の開催実績整理（運営改善の取り組み含め情報整理、情報公開状況含む） 2. 環境レビュー時の助言対応状況確認	1. 助言委員会の開催実績整理 • 助言委員会はカテゴリ A 全 41 件において適切に実施されていた。 2. 環境レビュー時の助言対応状況確認 • 助言総数 465 件のうち、427 件が協力準備調査報告書への反映（現在最終報告書作成中の 1 件については、反映する方向で対応中）や審査時の相手国等との確認合意を要するものであり、概ね対応されていたものの、一部対応が困難であったケースについて後述の通り。また、38 件については、実施段階での対応がとられていることが確認された。 • 助言が十分に反映されていなかった理由としては、助言委員会（環境レビュー段階）が開催されるタイミングでは EIA がすでに承認済みであったため、審査時に追加合意は行ったものの、審査時の追加合意事項については十分に引継ぎが行われていなかったことなどがあげられる。このような状況は、3 案件（No. 24, 28, 29）において確認された。	EIA 報告書が承認済であったために審査時に追加合意した事項のフォローアップ
2.8 JICA の意思 決定	1. 合意文書における合意状況確認 2. 合意文書に基づき、協力事業を中止した事例の整理	1. 合意文書における合意状況確認 • 全 100 案件で、JICA と実施機関の間で合意文書の締結が行われていた。 2. 合意文書に基づき、協力事業を中止した事例の整理 • 合意に基づき協力事業を中止した事例は確認されなかった。	
2.9 ガイドライン の適切な実施と遵 守の確保	1. 別途、「異議申立手続き」の見直し作業を通じて対応		
2.10 ガイドライ ンの適用と見直し	N/A	これまで、GL 運用上で確認された課題に対しては、2015 年に運用面の見直しを行い、FAQ で対応方針を明らかにしている。これまで、「不可分一体の事業」、「派生的二次的な影響累積的影響」、「重要な自然生息地」、「著しい転換または著しい劣化」、「自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」、「生態系に及ぼす環境社会配慮の影響の考慮」、「社会的弱者へ配慮したステークホルダー協議」等の項目について運用面の見直しを行い、助言委員会から助言を得つつ、結果を FAQ にまとめた。	
Ⅲ. 環境社会配慮の 手続き	調査アイテム、運用見直し WG 提言	調査結果、論点が抽出された背景理由	論点（案）
3.1 協力準備調査	1. 「プロジェクトを実施しない案」を含む代替案検討の事例整理 2. 協力準備調査の各種手続きの実施状況確認（スコーピング、EIA 等調査、情報公開、ステークホルダー協議等）	1. 「プロジェクトを実施しない案」を含む代替案検討の事例整理 • 調査対象 100 案件のうち、カテゴリ A の 41 案件の全てで代替案の検討が行われている。また、カテゴリ B 案件においては、既存施設内の事業（案件 No. 65, 66, 76）の例外的事例を除く 39 案件について、代替案の検討が行われている。 • カテゴリ A 案件においては、大半でプロジェクトを実施しない案が検討されている。例外として、MDBs（ADB, アフリカ開発銀行）の支援により EIA が作成された協調融資案件では、プロジェクトを実施しない案は検討されなかった。協力準備調査案件での代替案の事例としては、複数のルート、工法の検討、また電力事業においては複数のサイト案の検討、燃料、発電方式の比較が行われているケースが多く見られた。その他、ADB との協調融資案件で ADB 支援により EIA が作成されている案件や JICA 案件でフェーズ 2 といった継続案件でプロジェクトを実施しない案が検討されていない例があった。 2. 協力準備調査での各種手続きの実施状況確認 • 協力準備調査の各種手続きについては、100 案件中、54 案件で確認され、46 案件は対象外となっていた。対象外の案件は、協力準備調査が行われていない案件である。	

現行ガイドライン 条文	調査アイテム、運用見直し WG 提言	調査結果、論点が抽出された背景理由	論点（案）
		【追加調査アイテム】代替案検討の実施方法 • MDBs のセーフガードポリシーや日本環境影響評価法における、戦略的環境アセスメントと EIA それぞれの段階での代替案の検討については以下の通り。なお、現行の JICA GL では、戦略的環境アセスメントと EIA それぞれの段階における代替案検討の方法が記載されておらず、また、「プロジェクトを実施しない案」にゼロオプションを含めるか明記されていない。 ① 戦略的環境アセスメント段階 • 世銀や IFC、ADB 等のセーフガードポリシー上、SEA 段階における代替案検討に係る規定は記載されていない。 • 日本の環境影響評価法では、配慮書（戦略的環境アセスメント）段階で、複数案の一つとして「当該事業を実施しない案」を含めるよう努めることが求められる。さらに、「事業を実施しない案」には、ゼロオプション「事業目的が達成可能で環境影響評価法の対象事業種の事業を実施しない案であり、複数案の一つ」が含まれる（環境省計画段階配慮技術手法に関する検討会、計画段階配慮手続に係る技術ガイド（平成 25 年 3 月））。 環境影響評価法の規定による主務大臣が定めるべき指針等に関する基本的事項（平成九年十二月十二日 環境庁告示第八十七号）最終改正：平成二十六年六月二十七日 環境省告示第八十三号（以下、「基本的事項」） 第一、一 (3) 計画段階配慮事項の検討に当たっては、第一種事業に係る位置規模又は建造物等の構造 配置に関する適切な複数案（以下「位置等に関する複数案」という。）を設定することを基本とし、位置等に関する複数案を設定しない場合は、その理由を明らかにするものとする。 第一、三 (3) 位置等に関する複数案には、現実的である限り、当該事業を実施しない案を含めるよう努めるべき旨を、計画段階配慮事項等選定指針において定めるものとする。 ② EIA 段階 • 世銀 ESS、ADB SPS、IFC PS における代替案検討に関する記載は以下のとおり。 1) 世銀 ➤ 環境社会への潜在的な影響について、事業の場所や技術、設計、運用手法に関し、事業を実施しない案も含め、実現可能な代替案の比較検討を行う ➤ 環境及び社会への影響について、代替案による緩和実効性を次の観点から評価する。； 緩和策に係る資本及び経常費用、局地的条件への適合性。； 緩和策実施のための、制度、訓練及びモニタリングでの要件 ➤ 各代替案に対し、可能な限り環境社会への影響と経済的価値の定量化を行う。(ESS1, Annex 1 D. Indicative Outline of ESIA, (g)) 2) ADB ➤ 事業の場所や設計、技術、構成要素について、事業を実施しない案を含む代替案と、各代替案の環境社会への影響を検討し、特定の事業案を採用した理由を記録する(SPS, 1. Environmental Safeguards para3)。 ➤ 事業の場所や設計、技術、構成要素について、事業を実施しない案を含む代替案について、各代替案の環境社会への影響に関し、想定される影響に対する緩和策の実行性、資本及び経常費用、局地的条件下での適合性、制度、訓練及びモニタリングでの要件の観点から検討する。また、提案された特定のプロジェクト設計を選択するための基礎情報と、推奨される排出レベルと汚染防止と削減へのアプローチを記載する。(SPS, Annex to Appendix 1: Outline of an Environmental Impact Assessment Report, F.) 3) IFC ➤ 重大な負の影響を及ぼしうる事業については、技術的、財務的に実現可能な代替案の検討を含む、包括的な環境社会リスク及び影響評価を行う(PS 1, footnote 11, GN25) 4) 日本 ➤ 日本の基本的事項では、個別事業の EIA 段階のスコーピング段階で、「建造物の構造配置の在り方、環境保全設備、工事の方法等を含む幅広い環境保全対策を対象として」（「基本的事項」第四の五(3) ア）複数案検討が、DFR 段階で「環境保全措置についての複数案」（同第五の二(5)）が求められている。 ③ プロジェクトを実施しない案の考え方	代替案検討に際し、「プロジェクトを実施しない案」に「ゼロオプション」を含めることの要否、及び代替案検討の実施方法

現行ガイドライン 条文	調査アイテム、運用見直し WG 提言	調査結果、論点が抽出された背景理由	論点（案）
	3. 第5回 運用見直し WG 提言【戦略的環境アセスメント】環境社会配慮ガイドラインにある「プロジェクトを実施しない案」の考え方を明確にするべき。（運用見直し時の提言）	- 世銀プロジェクトの ESIA では、“without project”として、世銀のプロジェクトを実施しない場合が検討されているが、当該プロジェクト以外の別の方法で事業目的を達成する案は考慮されていない。 - ADB プロジェクトの ESIA も同様に、ADB のプロジェクトを含む一切の事業が実施されない場合が検討されており、当該プロジェクト以外の別の方法で事業目的を達成する案は考慮されていない。 3. 環境社会配慮ガイドラインにある「プロジェクトを実施しない案」の考え方について - 現行 GL では、戦略的環境アセスメントと EIA それぞれの段階における、代替案検討の方法について記載されておらず、また、「プロジェクトを実施しない案」に、ゼロオプションを含めるか明記されていない。 - 世銀、ADB では、「プロジェクトを実施しない案」に、ゼロオプションは含まれない。 【助言委員会で作成された論点】 「代替案検討の指標及び評価の観点」2017 年 3 月 6 日インド国北島州道路連結性改善事業（フェーズ 3）（協力準備調査（有償））スコーピング案ワーキンググループより 「スコーピング案段階で議論される代替案検討に関しては、JICA ガイドライン等から導き出せる方法論はこれまでのところ存在せず、案件ごとに比較のための指標や最適案選定のための議論が行われている。 （中略）また、助言委員から、ゼロオプション（事業を実施せずに他の施策で課題を解決する）との比較を用いた問題解決に向けた代替案の比較検討を行う必要があるのでは、という提案がなされた。これに対し、JICA 側より、ゼロオプションとの比較は望ましいが、JICA ガイドライン上は、「事業を実施しない案」との比較を行うこととなっている旨説明があった。」	
3.2 有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト	1. カテゴリ分類に応じた環境レビューに係る手続き情報公開の実施状況確認 - 環境チェックリストの作成状況 - EIA, ECC, RAP, IPP の取得公開状況等 - FI の場合、金融仲介者等の環境社会配慮確認実施能力の確認状況及びカテゴリ A 相当のサブプロジェクトに対する環境レビュー状況 - 等 2. エンジニアリングサービス借款実施案件の環境レビュー実績の整理 3. エンジニアリングサービス借款の実施段階における相手国等による環境社会配慮実施状況の確認 4. モニタリング結果の受領、公開状況確認 5. 第三者からのモニタリング結果の公開請求への対応状況の確認 6. 環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離が確認された場合には、その原因（GL 記載内容が十分であったかを含む GL 自体の問題、解釈の違い、運用能力等）について確認。 7. 合意文書に基づき、相手国に対応を求め、貸付実行を停止した事例の整理 8. プロジェクトの重大な変更が生じた案件の手続きの実施状況の確認	1. カテゴリ分類に応じた環境レビューに係る手続き情報公開の実施状況確認 - 環境チェックリストの作成は、カテゴリ B の 42 案件中、39 案件で確認された（作成のない案件は他の文書での確認を行っている）。カテゴリ A 案件は EIA、RAP 報告書により、チェックリストの内容を網羅したことを確認している。またカテゴリ FI（7 件）は仲介金融機関の環境社会配慮能力について審査を行っており、カテゴリ A 相当のサブプロジェクトが予定されていない（No. 43, 56, 57, 59, 60, 81）、もしくは、今後カテゴリ A と認定される案件がサブプロジェクトに含まれる場合は、事前に JICA の同意を得た上でカテゴリ A のサブプロジェクトについて、その実施に先立ち、カテゴリ A で求められているものと同様の環境レビュー及び情報公開融を行うことに合意している（No. 58）。EIA, ECC, RAP, IPP 公開状況については 2.1 情報公開を参照。 2. エンジニアリングサービス借款実施案件の環境レビュー実績の整理 100 案件中、E/S 借款は 4 案件（No. 13, 23, 34, 55）あり、何れの案件も、当該 E/S 借款の中で必要な環境社会配慮調査を実施するため、E/S 借款供与決定時には環境レビューは完了していない。 3. エンジニアリングサービス借款の実施段階における相手国等による環境社会配慮実施状況の確認 100 案件中、E/S 借款は 4 案件（No. 13, 23, 34, 56）あり、環境社会配慮業務（EIA, RAP 等の作成支援またはレビュー、モニタリング実施支援業務等）は含まれている。No. 13 は環境社会影響のモニタリング支援、No. 23 は JICA GL に沿った EIA 案のレビュー及び補完調査（用地取得はなし）、No. 34 は EIA、RAP の作成支援（用地取得未着手）工事未着工）、No. 55 は EIA 等作成支援が行われる予定である。 4. モニタリング結果の受領、公開状況確認 - 環境モニタリング結果の JICA ウェブサイトでの公開合意がなされている案件は 45 件、その内工事が始まっている環境モニタリング対象は 26 件であり、情勢悪化のため事業が中断している 1 件（No. 38）を除く全件の環境モニタリング結果が JICA ウェブサイトで公開されている。 - 社会モニタリング結果の JICA ウェブサイトでの公開合意がなされている案件は 16 件、そのうち、用地取得住民移転が始まっている社会モニタリング対象は 10 件であり、情勢悪化のため事業が中断している 1 件（No. 38）を除く全件の社会モニタリング結果が JICA ウェブサイトで公開されている。 5. 第三者からのモニタリング結果の公開請求への対応状況の確認 - 第三者からのモニタリング結果の公開請求については、1 案件において一般市民からモニタリングプロセスや結果について照会があったため、データを提供した例があった（No. 33）。 6. 環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離が確認された場合には、その原因について確認。 - 環境レビュー結果とモニタリング結果の乖離（モニタリング項目を審査時に確認した RAPEIA の計画と比較して乖離を確認した）をレビューしたうち、5 件については乖離が見られた（No. 5, 6, 11, 24, 42）。これらの乖離は、GL 自体の問題や解釈の違いから生じたのではなく、例えば、EIA 段階では想定されていなかった事象の発生、相手国の実施機関関係機関の運用能力の課題が原因であり、全件において実施機関が課題を確認し、対応していることを確認した。 7. 合意文書に基づき、相手国に対応を求め、貸付実行を停止した事例の整理 - 合意文書に基づき相手国に対応を求め、貸付実行を停止した事例は確認されていない。	エンジニアリングサービス（ES）借款供与時の環境レビュー実施の要否

現行ガイドライン 条文	調査アイテム、運用見直し WG 提言	調査結果、論点が抽出された背景理由	論点（案）
	第 11 回 運用見直し WG 提言 【エンジニアリングサービス借款】 9. 環境社会配慮ガイドライン 3.2.1(5)「エンジニアリングサービス借款」の 2. に該当する場合、環境レビューの段階で初めて助言委員会に諮るのではなく、相手国等が実施する環境社会配慮のスコーピング段階から助言委員会で議論する機会を設けるべきではないか。	8. プロジェクトの重大な変更が生じた案件の手続きの実施状況の確認 - プロジェクトの重大な変更が生じた案件については、2 件が該当した。No. 04 では、後発事業である Zone B（フェーズ 2）事業は、出資区域の拡大による「重大な変更」として、実施されている。No. 09 については、アクセス道路コンポーネントの設計変更が「重大な変更」とされた。 【追加調査アイテム】エンジニアリングサービス（ES）借款 - 現行の GL では、ES 借款においては、プロジェクト本体に対する円借款の供与決定時に環境レビューを行うことが認められているが、NGO 等からエンジニアリングサービス借款期間中における環境社会面の影響の発生が指摘されている。 9. 運用見直し WG 提言 - ES 借款及びプロジェクト本体に対する円借款の環境レビューの実施方法については、論点「エンジニアリングサービス（ES）借款供与時の環境レビュー実施の要否」として検討する。	
3.3 外務省が自ら行う無償資金協力について JICA が行う事前の調査	1. 外務省に協力の停止を提言した事例の整理	1. 外務省に協力の停止を提言した事例の整理 対象 100 案件は、外務省が自ら行う無償資金協力案件はなかった。	
3.4 開発計画調査型技術協力	1. カテゴリ分類に応じた各段階での手続きの実施状況確認 2. スクリーニングの実施状況 3. スコーピングの実施状況 4. JICA と相手国等の協議状況 5. 合意文書や報告書等の公開状況 6. SEA のステークホルダー協議の実施状況確認 7. 開発調査型技術協力終了後に予期せぬ環境社会影響が生じた場合の対応状況確認 第 5 回 運用見直し時の提言 【戦略的環境アセスメント】 8. SEA 段階でのステークホルダー協議をどのように行うかについて、今後検討していく必要がある。 9. SEA 段階での検討内容や協議内容、情報を十分考慮した上で、プロジェクトレベルでの EIA を実施するよう留意すべきである（「先行評価の活用（ティアリング）」）。	1. カテゴリ分類に応じた各段階での手続きの実施状況確認 8 案件中 8 案件で各段階の手続きが GL に沿って行われていた。うち 1 件はカテゴリ C であるため、以下 2. 以降は対象外とし、残り 7 件のカテゴリ分類に応じた各段階での手続きについてレビューした。 2. スクリーニングの実施状況 7 案件中 7 案件でスクリーニングが行われていることが確認された。スコーピングについては両案件で適切なタイミングに実施されている。 3. スコーピングの実施状況 7 案件中 7 案件でスコーピングが行われている。 4. JICA と相手国等の協議状況 - 全 7 案件において、JICA GL に従うことが協議された。 5. 合意文書や報告書等の公開状況 7 案件で、詳細計画策定調査報告書合意文書が JICA ウェブサイト上で公開されている。 6. SEA のステークホルダー協議の実施状況確認 - SEA のステークホルダー協議は、当該 7 案件において実施されている。 7. 開発計画調査型技術協力終了後に予期せぬ環境社会影響が生じた場合の対応状況確認 1 案件（No. 44）において、用地取得対象農民（団体含む）より用地取得手続きにかかる抗議レターが複数接到しており、適宜事務所を通じて面談を実施の上、実施機関へ内容伝達対応依頼を実施している。 8. SEA 段階のステークホルダー協議の実施状況について確認した内容は、上記 6、及び 2 章 1.2.3(8)のとおり - レビュー対象案件のうち、SEA 段階でのステークホルダー協議の実施状況は 7 件で実施、となっていた。No. 39 シハヌークビル港競争力強化調査プロジェクトについては 3 回（3 会場、合計 157 人）、No. 40 ヤシレタダム湖隣接地域総合開発調査プロジェクトについては 2 回（8 会場、327 人）の実施が確認された。 9. ティアリング - 日本の「基本的事項」では、計画段階配慮事項（SEA）の代替案検討において、影響の回避低減が検討された内容を、EIA 段階で整理することがティアリングとして求められている。 第四の一(5)「位置等に関する複数案の比較を行った場合には、当該位置等に関する複数案から対象事業に係る位置等の決定に至る過程でどのように環境影響が回避され、又は低減されているかについての検討の内容を明らかにできるように整理すること」 - 世銀、IFC での取り組みについては確認できていない。	

現行ガイドライン 条文	調査アイテム、運用見直し WG 提言	調査結果、論点が抽出された背景理由	論点（案）
別紙	調査アイテム、運用見直し WG 提言	調査結果、論点が抽出された背景理由	論点（案）
別紙 1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮	1. 日本他ドナーにおける環境社会配慮関連の「費用便益の定量化方法」の取り扱い確認 第 8 回 運用見直し WG 提言 【プロジェクトの評価における環境社会配慮に関する費用便益について】 2. 環境社会関連の費用便益の定量化は、一般的に適用範囲や方法論等に課題があるといわれているが、JICA の協力事業で本テーマをどの程度、またどのように取り扱うかについては、助言委員会において共通認識を形成することが重要である。 3. 一方、環境社会配慮ガイドラインには、「できるだけ定量的な評価に努める」とあることを考慮に入れ、今後具体的な方向性を検討する場合には、以下の点を考慮することが望ましい。 ✓ 環境社会関連の費用便益について、これまで便益の定量化が中心であったが、費用の定量化の検討も必要である。 ✓ 環境社会関連の「定量的評価」や「経済評価」の必要性についても併せて検討することが重要である。 ✓ 「開発に伴うさまざまな環境費用と社会費用を開発費用に内部化すること」の「内部化」は、調査段階での環境社会関連の費用便益の定量化に限定せず、事業実施段階の環境管理計画等にもとづく対策を含めて、広く捉えるという考え方もあるのではないか。 ✓ 世銀アプレイザルレポート等、他の援助機関の事例を参照することが望ましい。 ✓ 環境社会関連の費用便益の定量化については、実績を積み重ねつつも、具体的な検討をすすめる必要がある。	1. 「費用便益の定量化方法」の取り扱い確認 1.1 費用の算定 - レビュー調査対象案件では、用地取得費用や環境管理計画、モニタリングの実施等に係る費用が事業費の算定に含まれていた。 1.2 GHG 排出量の費用便益への計上 - レビュー調査対象案件を含む JICA 案件では、環境社会関連の費用便益のうち、GHG 排出量は市場価格が既にあるため、EIRR を算出するための経済分析において排出増／減をそれぞれ費用／便益に計上している。特に、GHG 排出量の多い大規模発電事業を中心に計上を行っている。 - ウズベキスタン国ナボイ火力発電所近代化事業（No. 1）では老朽化した火力発電所の既設発電設備に替え、高効率の熱併給型コンバインドサイクル発電プラント（CCPP）を導入する案件であり、Blue Next（当時）の認証排出削減量のスポット価格の平均を用いて GHG 排出削減量が便益に計上された。 - イラン国シャヒードラジャーイー発電所建設事業では、新規の発電所建設案件であり、欧州排出権取引制度の取引価格を用いて GHG 排出量が費用に計上された。 1.3 日本、世銀、ADB、IFC の取り扱い - 日本の「基本的事項」では、環境影響に関する費用便益の定量化は求められていない。 - 世銀 ESS 1 では、代替案比較の際に、環境社会影響の定量化を可能な範囲で行い、実施可能であれば経済価値を付す。(ESS 1 Annex1-D)。また、環境社会関連の費用便益のうち、定量化が可能なものを経済分析に取り入れる(Guidelines for Economic Analysis of Power Sector Projects, 2015)。GHG 排出増／減についてはそれぞれ費用／便益に計上し、計上する場合は Shadow price of carbon in economic analysis Guidance Note（2017）を参考に shadow price を用いることが推奨されている。 - ADB の SPS では、「様々な代替案の環境費用便益を考慮して、プロジェクトサイト、設計、技術等の選定を行うとしている」が、定量化については規定されていない。(SPS, Safeguard Requirements 1: environment) 一方、経済分析において、GHG 排出増／減をそれぞれ費用／便益に計上する。GHG 排出量の経済価値は、IPCC 報告書を参考に全案件で統一の価格を用いている。(Guidelines for the Economic Analysis of Projects, ADB, para160, 161) - IFC のガイダンスノートでは、「クライアントは経済面、財政面、環境及び社会面の費用便益を考慮すべき」とされているが、定量化については規定されていない。(PS 1, Guidance Note, para 61) 2. 上記 1 のとおり、レビュー調査対象案件では、用地取得費用や環境管理計画、モニタリングの実施等に係る費用が事業費の算定に含まれている。また、GHG 排出量は市場価格が既にあるため、EIRR を算出するための経済分析において排出増／減排出量をそれぞれ費用／便益に計上している。特に、GHG 排出量の多い大規模発電事業を中心に計上を行っている。 3. JICA 事例及び世銀、ADB、IFC での対応は上記 1 のとおり。	環境社会配慮関連の費用便益の定量化対象及びその手法について

現行ガイドライン 条文	調査アイテム、運用見直し WG 提言	調査結果、論点が抽出された背景理由	論点（案）
	4. 日本他ドナーにおける「災害の環境影響評価」の取り扱い確認 第7回 運用見直し WG 提言 【災害が事業に与える影響と事業実施段階における事故への対応】 5. 『地震等の災害は「プロジェクトが与える環境影響や社会影響」とは異なることから、「環境影響評価」の対象外とみなす』との事務局提案に対し、プロジェクトと災害の関係については、以下のような場合が考えられることから、災害を一律「環境影響評価」の対象外とすることは望ましくない。 ✓ プロジェクトが、プロジェクトサイトの抵抗力を低下させ、災害リスクを高める場合 ✓ プロジェクトが、災害を直接的に誘発する懸念がある場合（例：ダム建設により地震を誘発） ✓ プロジェクトが、災害を間接的に誘発する懸念がある場合（例：発電所建設により地球温暖化を促進） 6. 上記のケースを「環境影響評価」の対象とする場合、環境社会配慮の項目として「災害」を新たに追加する方法と、環境社会配慮ガイドラインの環境チェックリストに含まれる既存のチェック項目（地形地質等）の中で評価する方法が考えられるが、今後検討する必要がある。 7. 上記のケースを「環境影響評価」の対象とする場合、地震等の災害防止の主体については、（事故防止の主体と同様）詳細設計時に加えて、施工時、供用時も明確にする必要がある。 8. 災害と事故の概念について明確に区分することが望ましい。	4. 「災害の環境影響評価」 - 日本では、環境影響評価法に基づくアセスメント事例で、「地形地質」及び「地形表層地質土壌特異な自然現象」という項目で、地すべり、斜面崩壊といった災害の発生を想定してアセス項目を選定した事例が 3 件ある。いずれも面的広がりのある開発事業であり、大規模な土地の造成により、斜面、法面の安定が損なわれ、地滑り、斜面崩壊といった災害の発生を想定して項目を選定している。 - 世銀 ESS 4 「コミュニティの衛生安全」では、借入人は国内法規定、EHS ガイドライン等に沿って、第三者や周辺コミュニティに危険が及ばないよう構造物の設計、建設、供用、解体を行う (para6)。構造物の設計は、気候変動による影響を考慮する。洪水のような気候変動による影響に対処するための方策は、EHS ガイドラインや Good International Industry Practice (GIIP) を参照する (ESS4 GN6. 4)。また、借入人は供用時の事故や自然災害（異常気象を含む）に対する一般の利用者の安全リスクを考慮する。 5. 災害の環境影響評価の対象としての災害については、4. の日本及び世銀の確認結果のとおり。また、レビュー対象案件で 5 に該当する案件の有無は以下のとおり。 ✓ プロジェクトが、プロジェクトサイトの抵抗力を低下させ、災害リスクを高める場合 レビュー対象案件では、2 件確認された。No. 14 モザンビーク国マンディンバーリシンガ間道路改善事業では、山間部における盛土及び切土によって土壌流出が生じるリスクが指摘され、ESMP 上、必要に応じ土壌流出対策を行うことになっている。また、No. 35 ケニア国オルカリヤ V 地熱発電所事業では、地盤が弱い箇所で盛土及び切土を行うことにより、地滑り等が発生する可能性があるため、必要に応じて擁壁の設置や、バリケード及び危険を知らせる看板の設置などの緩和策が ESMP に含まれている。 ✓ プロジェクトが、災害を直接的に誘発する懸念がある場合（例：ダム建設により地震を誘発） 特定されず。 ✓ プロジェクトが、災害を間接的に誘発する懸念がある場合（例：発電所建設により地球温暖化を促進） 特定されず。 6. 従来から地滑りや斜面崩壊といった災害について、従来から既存のチェック項目（地形地質等）で対応している。 7. 一般的に、事故防止の主体と同様、詳細設計時は設計業者（及び実施機関）、施工時は工事業者（及び実施機関）、供用時は実施機関が、地震等災害防止対策の策定実施主体となる。 8. 災害に関しては、日本の 災害対策基本法 第二条第一項において「暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害」と定義されている。また、事故については日本の環境影響評価法等において明確な定義はなされていないが、一般的に人為的な原因のために発生するものである。世銀 ESF 及び ESS、IFC の PS では特に両者を明確に分けて影響評価や対策等における要求事項を示していない。例えば、世銀 ESS4 の緊急時対応策に関して「緊急時」に含まれる事象として、自然由来及び人為的由来の両方を含む災害、例えば、火災、爆発、漏洩などを例示しており、これらは様々な理由（手順書の誤った運用、異常気象、早期警報の欠如等）により発生するとしている。（ESS 4 para 19）	世銀 ESS4 事業の影響を受ける可能性のあるコミュニティ安全性確保の配慮項目への追加 世銀 ESS4 構造物の設計における気候変動の考慮
別紙 1 基本的事項	1. 計画段階における環境社会影響の調査検討状況確認 2. 影響の回避最小化のための代替案や緩和策の検討状況確認 3. 検討結果のプロジェクト計画への反映状況確認 4. 環境社会配慮関連費用便益の定量的評価に努めており、定性的な評価も加えているかの確認 5. 環境社会配慮関連費用便益は、プロジェクトの経済的、財政的、制度的、社会的及び技術的分析との密接な調和が図られているかの確認 6. 環境社会配慮の検討結果につき、代替案や緩和策も含め独立の文書あるいは、他の文書の一部として表されているかの確認 7. 特に影響が大きいプロジェクトについては、環境影響評価報告書が作成されているかの確認 8. 特に影響が重大と思われるプロジェクトや、異論が多いプロ	1. 計画段階における環境社会影響の調査検討状況確認 - 計画段階における環境社会影響の調査検討状況については、カテゴリ C を除く対象全 90 案件で確認された。（以降、カテゴリ C を除く 90 件を対象に分析結果を記載する） 2. 影響の回避最小化のための代替案や緩和策の検討状況確認 - カテゴリ A の全 41 案件、及びカテゴリ B の全 42 案件の内の 39 案件(既存の施設の改修事業である No. 65, 66, 76 以外)、計 80 件において、代替案の検討が行われている。 3. 検討結果のプロジェクト計画への反映状況確認 - 代替案が検討されていた 80 件において、代替案検討の結果として環境社会影響が比較的小さい案件が採用されていることが確認された。 4. 環境社会配慮関連費用便益の定量的評価に努めており、定性的な評価も加えているかの確認 - 費用については、用地取得費用や環境管理計画、モニタリングの実施にかかる費用の定量的評価が行われている。一部、GHG 排出量を、EIRR を算出するための経済分析において排出増／減排出量をそれぞれ費用／便益に計上している例がある。また、事業による正負のインパクトや事業外部の要因等について、定性的な評価が行われている。 5. 環境社会配慮関連費用便益は、プロジェクトの経済的、財政的、制度的、社会的及び技術的分析との密接な調和が図	

現行ガイドライン 条文	調査アイテム、運用見直し WG 提言	調査結果、論点が抽出された背景理由	論点（案）
	ジェクトについて専門家からなる委員会が設置されたかの確認	られているかの確認 ・カテゴリ C（10 件）を除く 90 案件中、44 案件において経済的内部収益率（EIRR）の計算に環境社会費用便益が含まれていた。また、46 案件（無償案件〔カテゴリ C 除く 19 件〕、7 件は FI 案件、7 件は開発調査型技術協力、3 件は技プロ、3 件は E/S 案件、6 件は中小企業支援案件）は EIRR 算出を行っていない。 6. 環境社会配慮の検討結果につき、代替案や緩和策も含め独立の文書あるいは、他の文書の一部として表されているかの確認 ・代替案の検討が行われた 80 案件において、他文書の一部に記載されていることが確認された。 7. 特に影響が大きいプロジェクトについては、環境影響評価報告書が作成されているかの確認 ・技術協力プロジェクトを除く全てのカテゴリ A 案件で、EIA もしくは ESIA が作成されていることが確認された。 8. 特に影響が重大と思われるプロジェクトや、異論が多いプロジェクトについて専門家からなる委員会が設置されたかの確認 ・影響の大きさや異論が多いために専門家を招聘しての委員会を設置した事例はなかった（用地取得や環境管理のための委員会等、当該国の行政上配置されるべき委員会は除外）。 【追加調査アイテム】世銀 ESF に追加された金融仲介機関（Financial Intermediaries：FI）に関連する要件 ・世銀 ESS9「金融仲介機関」は、世銀から財政支援を受ける金融仲介者（Financial Intermediaries：FIs）に適用される（ESS9 para 4）。 ・リスクや影響が小さい、もしくはほとんど発生しないサブプロジェクトに対しては相手国国内法を適用する。他方、重大なリスクが生じるサブプロジェクトについては ESSs が適用される。（ESS9 para 11） ・FI が自ら行うサブプロジェクトの環境社会配慮確認プロセスは、Environmental and Social Management System（ESMS）として整備され、その内容は、主に環境社会配慮に関するポリシー、サブプロジェクトの環境社会配慮確認手順（カテゴリ分類、影響評価、モニタリング等）、実施体制と能力、モニタリングの実施と報告書の提出などから構成される。（ESS9 para14-23） ・IFC の Interpretation Note on Financial Intermediaries では、IFC の資金調達によって支援されている活動が環境社会リスクをもたらす場合には、FI クライアントに対し、ESMS の構築と実施を要求する。ESMS の範囲や複雑性は環境社会リスクレベルに応じたものとし、PS1 の要求事項を組み込んだものにすべきである。ハイリスクなサブプロジェクトには（その他の）PS も適用される。リスクの小さいサブプロジェクトのクライアントは、簡単なスクリーニングの実施が求められる。（IN13、脚注 IN13）	世銀 ESS 9 Financial Intermediaries 事業に求められるリスクに応じた要件の適用や ESMS の構築の参照の要否
別紙 1 対策の検討	1. 環境管理計画、モニタリング計画など適切なフォローアップの計画や体制、そのための費用及びその調達方法の計画策定状況確認 2. 上記以外は 2.8 にて確認	1. 環境管理計画、モニタリング計画等の策定状況確認 ・環境管理計画（EMP）はコントラクターの入札図書に添付され、EMP、環境モニタリング計画（EMoP）の費用については、実施機関の管理費、コントラクターの契約金額の一部として計上されることが多く見られた。	
別紙 1 検討する 影響スコープ	1. スコーピングの適切な実施にかかる状況の確認 2. GHG 排出量の算出評価の状況の確認 3. 国際機関、バイドナーの気候変動（GHG 排出）及び汚染対策への対応状況の確認	1. スコーピングの適切な実施にかかる状況の確認 ・カテゴリ C10 件を除く 90 件中、83 案件で実施が確認された。（FI 案件 7 件については対象外） 2. GHG 排出量の算出評価の状況の確認 ・カテゴリ C(10 件)を除く 90 案件中 34 案件 で、GHG 排出量の算出定量評価が行われている。例としては、発電、鉄道、道路、空港などの事業で GHG 排出量の算出がされていた。 3. 気候変動及び汚染対策. 3.1 ESS 3「効率的な資源管理と汚染防止」 ・借入人は汚染物質の排出を避け、避けられない場合は、国内法または EHS ガイドラインのどちらか厳しい方の要求水準と対策を採って緩和する。 ・借入人は有害・一般廃棄物の排出を回避する。もし回避できない場合には、排出を最小限にし、再利用する。再利用もできない場合には、環境・安全に適した方法で処理・廃棄する。（ESS3 para 17-18） ・借入人は、国際的に認可された場合でない限り、化学・有害物質の製造・取引・使用を回避する。借入人は、有害物質の使用を最小化する。プロジェクトで扱われる有害物質の製造、運搬、保管などについては、環境社会アセスメントの中で検討される。（ESS3 para 19-20） ・害虫管理が必要とされるプロジェクトの場合、借入人は総合的の病虫害管理（integrated pest/vector management：IPM/IVM）アプローチを選択する。借入人は、EHS ガイドラインを遵守していないもしくは国際的に禁止された殺虫剤は使用しない。そのほか ESS3 para 22, 23 にある（人体への負の影響がほとんどない等の）基準に合致しない殺虫剤も使用しない。重大な害虫管理が生じるプロジェクトの場合や、害虫駆除製品への融資がプロジェクトの大部分を占	事業による温室効果ガス（GHG）排出量の推計 技術的・財政的に実現可能で費用対効果のある GHG 排出量削減のための代替案の分析 世銀 ESS3 有害廃棄物、化学有害物質、害虫管理に係る要件の参照の要否

現行ガイドライン 条文	調査アイテム、運用見直し WG 提言	調査結果、論点が抽出された背景理由	論点（案）																										
		める場合には、借入人は害虫管理計画（Pest Management Plan: PMP）を策定する。（ESS3 para 21-25） - IFC の PS 3「資源効率と汚染防止」でも、事業を実施する国の国内法が EHS ガイドライン上の要件や対策との間に差異がある場合、IFC 事業はどちらか厳しい方の要求水準と対策をとることが求められる。 3.2 国際機関等による GHG 排出量の予測定量化 <table><tr><th></th><th>世銀</th><th>IFC</th><th>ADB</th></tr><tr><td>GHG 排出量の予測定 量化の対象範囲</td><td>ESS3 では、以下を除く全ての案件について、事業のライフサイクルにおける年間の総GHG排出量を予測する（para 16）。二重計算を避けるためにスコープ 1 のみ対象（GN 16.1）。排出源が多岐であったり僅かであったりする場合（例：コミュニティ開発事業） 排出量が多くないと想定される場合（例：教育や社会保護にかかるプロジェクト）</td><td>CO2 換算で年間 25,000 トン以上排出する案件（PS3, para8）。年間のスコープ 1 とスコープ 2 を定量化する（GN3, Annex A）</td><td>CO2 換算でスコープ 1 とスコープ 2 の合計が年間 100,000 トン以上排出する案件、年間のスコープ 1 とスコープ 2 を定量化する（SPS Appendix 1, footnote 10）</td></tr><tr><td>算定の閾値</td><td>特になし</td><td>CO2 換算で年間 25,000 トン以上（PS3, para8）</td><td>CO2 換算でスコープ 1 とスコープ 2 の合計が年間 100,000 トン以上（SPS Appendix 1, footnote 10）</td></tr><tr><td>排出量計算の頻度</td><td>環境社会影響評価の一環として、事業実施前に 1 回推計（ESS 3, para 16）</td><td>年 1 回の定量化（PS3, para8）</td><td>年 1 回の定量化（SPS, para39）</td></tr><tr><td>情報公開の方法</td><td>プロジェクトのリスク分類に応じて、ESIA を通じて公表</td><td>借入人の年次報告書、または国際的かつ自主的な報告メカニズムの中で年間排出量を公表することを推奨（GN3, para19）</td><td>ESIA を通じて公表</td></tr></table> - ESS 3 では、GHG とは、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC_s）、パーフルオロカーボン（PFC_s）、六ふっ化硫黄（SF₆）、三ふっ化窒素（NF₃）が対象。 - 赤道原則では、温室効果ガス排出量の算定は、例えば温室効果ガスプロトコル（GHG Protocol）のような国際的に認知された方法やグッドプラクティスに従い顧客が行い、スコープ 1 とスコープ 2 の排出量を対象とする。 - 現行の GL においては、検討する影響のスコープに気候変動が含まれているものの、GHG 排出量の算出ないしその報告についての規定は無い。JICA では、気候変動対策支援ツール/緩和策（JICA Climate FIT（Mitigation））をベースラインシナリオからの GHG 排出削減量評価手法として採用している。 3.3 国際機関等の技術的・財政的に実現可能で費用対効果のある GHG 排出量削減のための代替案分析 <table><tr><th>世銀</th><th>IFC</th><th>ADB</th></tr><tr><td>設計建設供用時において、事業に由来する大気汚染を回避または最小化するために、代替策を検討し、技術的財政的に実現可能で費用対効果のある対策を実施する（ESS 3, para15）</td><td>事業の設計及び運用において、GHG 排出を削減するための、技術的財政的に実現可能で費用対効果のある代替案を検討する（PS 3, para7）</td><td>記載なし</td></tr></table> - 赤道原則（2013年6月）では、CO2換算で年間 10 万トン超の排出が見込まれる場合、GHG排出量削減のための代替案の分析を行うことが求められている。（ THE EQUATOR PRINCIPLES JUNE 2013, Annex A） 3.4 パリ協定における目標（2℃目標）への貢献		世銀	IFC	ADB	GHG 排出量の予測定 量化の対象範囲	ESS3 では、以下を除く全ての案件について、事業のライフサイクルにおける年間の総GHG排出量を予測する（para 16）。二重計算を避けるためにスコープ 1 のみ対象（GN 16.1）。排出源が多岐であったり僅かであったりする場合（例：コミュニティ開発事業） 排出量が多くないと想定される場合（例：教育や社会保護にかかるプロジェクト）	CO2 換算で年間 25,000 トン以上排出する案件（PS3, para8）。年間のスコープ 1 とスコープ 2 を定量化する（GN3, Annex A）	CO2 換算でスコープ 1 とスコープ 2 の合計が年間 100,000 トン以上排出する案件、年間のスコープ 1 とスコープ 2 を定量化する（SPS Appendix 1, footnote 10）	算定の閾値	特になし	CO2 換算で年間 25,000 トン以上（PS3, para8）	CO2 換算でスコープ 1 とスコープ 2 の合計が年間 100,000 トン以上（SPS Appendix 1, footnote 10）	排出量計算の頻度	環境社会影響評価の一環として、事業実施前に 1 回推計（ESS 3, para 16）	年 1 回の定量化（PS3, para8）	年 1 回の定量化（SPS, para39）	情報公開の方法	プロジェクトのリスク分類に応じて、ESIA を通じて公表	借入人の年次報告書、または国際的かつ自主的な報告メカニズムの中で年間排出量を公表することを推奨（GN3, para19）	ESIA を通じて公表	世銀	IFC	ADB	設計建設供用時において、事業に由来する大気汚染を回避または最小化するために、代替策を検討し、技術的財政的に実現可能で費用対効果のある対策を実施する（ESS 3, para15）	事業の設計及び運用において、GHG 排出を削減するための、技術的財政的に実現可能で費用対効果のある代替案を検討する（PS 3, para7）	記載なし	
	世銀	IFC	ADB																										
GHG 排出量の予測定 量化の対象範囲	ESS3 では、以下を除く全ての案件について、事業のライフサイクルにおける年間の総GHG排出量を予測する（para 16）。二重計算を避けるためにスコープ 1 のみ対象（GN 16.1）。排出源が多岐であったり僅かであったりする場合（例：コミュニティ開発事業） 排出量が多くないと想定される場合（例：教育や社会保護にかかるプロジェクト）	CO2 換算で年間 25,000 トン以上排出する案件（PS3, para8）。年間のスコープ 1 とスコープ 2 を定量化する（GN3, Annex A）	CO2 換算でスコープ 1 とスコープ 2 の合計が年間 100,000 トン以上排出する案件、年間のスコープ 1 とスコープ 2 を定量化する（SPS Appendix 1, footnote 10）																										
算定の閾値	特になし	CO2 換算で年間 25,000 トン以上（PS3, para8）	CO2 換算でスコープ 1 とスコープ 2 の合計が年間 100,000 トン以上（SPS Appendix 1, footnote 10）																										
排出量計算の頻度	環境社会影響評価の一環として、事業実施前に 1 回推計（ESS 3, para 16）	年 1 回の定量化（PS3, para8）	年 1 回の定量化（SPS, para39）																										
情報公開の方法	プロジェクトのリスク分類に応じて、ESIA を通じて公表	借入人の年次報告書、または国際的かつ自主的な報告メカニズムの中で年間排出量を公表することを推奨（GN3, para19）	ESIA を通じて公表																										
世銀	IFC	ADB																											
設計建設供用時において、事業に由来する大気汚染を回避または最小化するために、代替策を検討し、技術的財政的に実現可能で費用対効果のある対策を実施する（ESS 3, para15）	事業の設計及び運用において、GHG 排出を削減するための、技術的財政的に実現可能で費用対効果のある代替案を検討する（PS 3, para7）	記載なし																											

現行ガイドライン 条文	調査アイテム、運用見直し WG 提言	調査結果、論点が抽出された背景理由	論点（案）
	第 4 回 運用見直し WG 提言 【気候変動】 4. 気候変動に関し、環境社会配慮ガイドライン運用面の見直しの観点を超えている部分もあるが、以下を将来的な検討課題として欲しい。 ✓ 出来るだけ早い時期に JICA 全体のカーボンマネジメント戦略を明確にするべき。 ✓ GHG 排出量削減効果が想定されるプロジェクトのみならず、削減効果が想定されないプロジェクトについても、可能な範囲で GHG 排出量を算出し、JICA 全体としての GHG 排出量を把握するべき。 ✓ 気候変動影響については削減効果の評価ではなく、排出量の測定評価であるべき。 5. スコーピングでの環境項目は「地球温暖化」より「気候変動（GHG 排出）」の方が適切。 6. JICA 全体の GHG 排出量を把握するという観点から、原則、工事中の GHG 排出量についても評価し、供用時と比較して GHG 排出量が特に軽微な場合についてのみ例外的に考慮しなくても良い、という方針とするべき。 7. サプライチェーンにおける GHG 排出量の評価についても、今後考慮に入れることが望ましい。 ✓ 例えば道路や鉄道セクターにおける巨大な開発事業において、それら構造物の原材料であるセメントの製造時等には多量の CO2 が発生することが想定されることから、原材料の生産に伴う GHG 排出量の把握を行うと共に、セメント使用量の抑制に関する検討とその結果の記述を義務付けることを検討すべき。 第 5 回 運用見直し WG 提言 【気候変動】 8. スコーピングにおいて気候変動（GHG 排出）については、JICA の気候変動対策支援ツール/緩和策（JICA Climate FIT（Mitigation））等の方法論に基づきベースラインを設定し、そのベースラインとの比較により緩和効果を判断しているが、気候変動（GHG 排出）についても、他の影響項目と同様、現状を基準点として影響を判断する場合もありうる。	パリ協定における目標への貢献をセーフガードポリシーで定めているドナーは確認されなかった。 4. 気候変動に関しては以下のとおり ✓ JICA 全体の気候変動に関する戦略やプランは、今後、日本政府等の方針も踏まえつつ検討予定。 ✓ GHG 排出量の算出、及び評価については、確認結果の 3. 気候変動、及び論点「事業による温室効果ガス（GHG）排出量の推計」のとおり。 5. 運用見直し時の提言を踏まえ、現在は「気候変動（GHG 排出）」を用いている。 6. 世銀、ADB、IFC は、事業開始前の環境社会影響評価において、事業のライフサイクルにおける総排出量を予測する。加えて、IFC、ADB は、年 1 回の定量化を行う。 7. 世銀はプロジェクトからの直接排出（スコープ 1）、IFC と ADB は直接排出とエネルギー使用に伴う間接排出（スコープ 2）を定量化すると規定している。2019 年時点で、その他の間接排出量（スコープ 3）を推計することを規定している MDBs は確認されていない。 8. 上記 2. のとおり、90 案件中 34 案件 で GHG 排出量の算出定量評価が行われている。	
	9. 「不可分一体の事業」、「派生的二次的影響」、「累積的影響」の事例整理 10. 世銀、ADB、IFC の「不可分一体の事業」、「派生的二次的影響」、「累積的影響」への対応状況の整理	9. 「不可分一体の事業」、「派生的二次的影響」、「累積的影響」の事例整理 • 不可分一体：カテゴリ C（10 件）を除く 90 案件を対象に不可分一体事業についてレビューをしたが、4 案件で特定され、電力事業のスイッチャード事業（No. 19）、既存の汚泥処分場も EIA の対象となっている下水処理場改修事業（No. 22）、協調融資の道路案件の MDBs 区間事業（No. 28）、地熱案件の自国負担部分の掘削井事業（No. 35）となっていた。 • 派生的二次的影響：2 案件（No. 21, 41）で特定された。No. 21 については、道路周辺の商店や家屋が増加することが予測されたことから、廃棄物減量化適正処理対策及び生活排水等による水質汚濁対策を進めていくよう、問題提起を行っている。No. 41 については、発電所施設等の存在による道路の整備、維持管理や、住民への社会サービス提供等の正の影響が特定されているが、正の影響のみであるため、緩和策は実施していない。 • 累積的影響：2 案件で特定されており、発電案件における既設発電所との大気水質などにおける累積的影響（No. 19）、地熱発電所案件のフェーズ 5 における、当該エリアでの生物多様性保全、大気、水質、騒音、土壌、廃棄物等のこれまで影響を踏まえた今後の開発による累積的影響（No. 35）が特定されている。 10. 世銀、ADB、IFC の「不可分一体の事業」、「派生的二次的影響」、「累積的影響」への対応状況の整理	世銀 ESS 1 「不可分一体事業」、「派生的二次的影響」、「累積的影響」に係る定義の参照の要否

現行ガイドライン 条文	調査アイテム、運用見直し WG 提言	調査結果、論点が抽出された背景理由	論点（案）
	第 1 回 運用見直し WG 提言 【不可分一体の事業】 11. 「合理的な範囲」の運用については、今後具体的な事例を積み重ねて明確にしていく必要がある。 12. 不可分一体の事業の対応において、不可分一体事業の「適切な環境社会配慮文書」の基準として、JICA 環境社会配慮ガイドラインに沿っていることを確認する意味である点を明記すべき。 13. JICA が「調査検討すべき影響」として「不可分一体の事業」が JICA 環境社会配慮ガイドラインに明記されているものの、JICA が協力を行わない不可分一体の事業の影響を調査検討の対象とするのはやや難しいという印象。 14. 「不可分一体の事業」の内容をより明確にするため、主要な例示をすべき。 15. 多様な「不可分一体の事業」のケースがあることを伝えることが必要なので、今後随時、FAQ において多様なケースを紹介していくこと。	10.1 不可分一体事業の MDB 等の対応 - 世銀：付帯施設（associated facilities）とは、（世銀が支援する）事業の一部として融資されないが、事業と直接かつ密接に関係しており、かつ事業と同時に実施されるもしくは実施が計画されており、事業が成り立つために不可欠で、事業が実施されなければ建設や拡張、実施が行われないと世銀が判断する施設もしくは活動を指す。（ESS 1, para11）。また、不可分一体事業は、借入人が管理権限や影響力を及ぼしうる範囲内のみで、ESS を満たすことが求められる（ESS 1, para10） - ADB：（ADB が支援する）事業の一部としては実施されず（借入人や顧客、あるいは第三者から別個に資金提供される等）、その実現可能性や存在が完全に支援対象事業に依存しており、その資材サービスは支援対象事業の円滑な運営のために不可欠であるような関連事業（SPS, Appendix 1, para 6） - IFC：事業の一部として実施しない関連施設のうち、①その事業がなければ、その施設は建設、あるいは、拡張されることはなく、かつ、②その関連施設がない場合には、その事業は実行可能性がない施設（PS1, para8） • JICA の環境社会配慮ガイドラインに関するよくある問答集（FAQ）では、IFC の定義を参考に、JICA が協力を行わない関連事業のうち、①仮に JICA が協力を行う対象の事業がなければ、その関連事業は建設、あるいは、拡張されることはなく、かつ、②その関連事業がない場合には、JICA が協力を行う対象の事業は実行の可能性がない、と考えられる事業を「不可分一体の事業」と定義している。 11. 具体的な事例については、上記 9 に記載の通り、レビュー調査対象案件からは 4 件が特定された。 12. 運用見直し時の提言を踏まえ、FAQ に「JICA は、合理的な範囲で、想定される環境社会影響に応じた適切な環境社会配慮文書（住民移転計画、環境アセスメント報告書等）が JICA 環境社会配慮ガイドラインに沿って作成されていることを確認し、そして必要に応じ相手国等に申し入れます」と追記されている。 13. 世銀 ESS 1, para10 には、「不可分一体事業は、借入人が管理権限や影響力を及ぼしうる範囲内のみで、ESS を満たすことが求められる」と規定されている。また JICA の対応は上記 12 に記載の通り、必要に応じて相手国等にも申し入れを行うこととしている。 14. 運用見直し時の提言を踏まえ、FAQ に発電所建設事業が不可分一体事業の例示として送電線が追記されている。レビュー調査対象案件では 4 件の事例が確認されている。（上記 9 を参照） 15. レビュー調査の結果を参照し、今後、FAQ で例示を行う予定。	
	【派生的・二次的影響】 16. 「合理的な範囲」の運用については、今後具体的な事例を積み重ねて明確にしていく必要がある。 17. IFC の PS における、“(ii) impacts from unplanned but predictable developments caused by the project that may occur later or at a different location; or (iii) indirect	10.2 派生的・二次的影響の MDB 等の対応 - 世銀：間接的影響（indirect impact）とは、合理的に予測できる範囲で、本事業により将来もしくは異なる場所で引き起こされる予測可能な影響を指す、また誘発された影響は対象外である。（ESS 1, footnote 21） - ADB：借入人や顧客は直接的、間接的、累積的、または事業により誘引されて生じる、物理的、生物的、社会経済的、文化的資源に対する環境影響やリスクを調査の早い段階で特定し、被影響住民や関心のある NGO を含む関係者との協議を通してその重大性や影響範囲を決定する。（SPS, Appendix 1, para 4） - IFC：プロジェクトに起因する将来もしくは異なる場所で行われる可能性のある、計画されていないが予測可能な開発による影響、または生物多様性、もしくは被影響コミュニティが生計手段として依存している生態系サービスに与える、間接的なプロジェクトの影響。（PS1, para8） • JICA の環境社会配慮ガイドラインに関するよくある問答集（FAQ）では、IFC を参考に、「JICA が協力を行う対象の事業に起因する、計画されていないが予測可能な開発により、将来もしくは異なる場所で発生する影響」を派生的・二次的影響の目安としている。一方、世銀 ESS では、indirect impact = 「本事業により将来もしくは異なる場所で引き起こされる予測可能な影響」を対象とする一方、事業により誘発された影響（induced impacts）は対象外としている。 16. 具体的な事例については、上記 9 に記載の通り、レビュー調査対象案件からは 2 件が特定された。 17. 2014 年の運用見直し時に参照した IFC の PS に加えて、世銀 ESS 1 の indirect impact の定義も参考に、より分かりやすい運用を行うことを検討する。 18. 派生的・二次的の事例は上記 9 のとおり。 19. レビュー調査対象のカテゴリ A 案件ではカンボジア国国道 5 号線改修事業（スレアマアム - バッタンバン間及びシソ	

現行ガイドライン 条文	調査アイテム、運用見直し WG 提言	調査結果、論点が抽出された背景理由	論点（案）
	project impacts on biodiversity or on ecosystem services upon which Affected Communities’ livelihoods are dependent.” の（iii）について、生態系への影響のみが議論されており、社会面への影響について考慮されていない印象を受ける。（ii）において社会面も考慮することが想定されているのであれば、誤解を招かないようにするため、（iii）は削除すべき。 18. 「派生的・二次的な影響」の内容をより明確にするため、主要な例示をすべき。 19. 「派生的・二次的な影響」の有無及び内容について、全体会合における案件概要説明等の機会を用いて、早い段階で説明すべき。 20. 「計画されていないが予測可能な開発」にある「開発」という文言は、展開といった幅広い要素を含むものである。	ポン - ポイペド間）（第一期）の 1 件で派生的・二次的な影響が助言委員会より指摘された。DFR 段階の助言委員会で指摘されたため、DFR 段階及び環境レビュー段階の全体会合で説明が行われた。 20. 2014 年の運用見直し時に参照した IFC の PS に加えて、世銀 ESS 1 の indirect impact の定義も参照することを検討する。	
	【累積的影響】 21. 「合理的な範囲」運用については、今後具体的な事例を積み重ねて明確にしていく必要がある。 22. 「累積的影響」の内容をより明確にするため、主要な例示をすべき。 23. 「累積的影響」については国際的にも様々な議論がなされており、急いで定義や責任範囲を定める必要はなく、国際動向を見て判断すべき。 24. 「累積的影響」の有無及び内容について、全体会合における案件概要説明等の機会を用いて、早い段階で説明すべき。 25. 「累積的影響」については、「個人の活動」による影響も含むものであると考えるべき。	10.3 累積的影響」 MDB 等の対応 - 世銀：累積的影響（cumulative impact）とは、過去、現在及び合理的に予測できる将来の、（世銀事業に）関係する他の開発によって増加される影響のことをいう。また、本事業を実施することにより、将来的にあるいは他の場所で実現可能となる、（未計画だが予測可能な）活動によって追加される影響も含まれる。累積的影響は、個々には軽微だが、一定の期間において集合すると重大となり得る活動により引き起こされうる。環境社会評価では、科学的根拠に基づき重要とされる累積的影響を考慮するとともに、事業により影響を受ける者の懸念事項を反映させる。潜在的な累積的影響は可能な限り早い段階、できればスコーピングの段階で特定される。（ESS 1, footnote 22） - ADB：プロジェクトにより影響を受ける範囲として、当該事業のさらなる開発、同地域内において同様の影響を与える要因、既存のプロジェクトや状況、そしてプロジェクトに起因する、アセスメントの実施段階において計画されているその他開発により生じる累積的影響により、潜在的に影響を受ける地域及びコミュニティ。（SPS, Appendix 1, para 6） - IFC：リスク及び影響を特定するプロセスが実施される時点で起こっている、もしくは具体的に計画されている開発、その他合理的に認知しうる開発行為が要因となって、協力を行う対象の事業により直接的に影響を受ける地域や資源に生じる追加的な影響の累積のこと。（PS1, para8） • JICA の環境社会配慮ガイドラインに関するよくある問答集（FAQ）では、IFC を参考に、「リスク及び影響を特定するプロセスが実施される時点（例えばスコーピング時点）で起こっている、もしくは具体的に計画されている開発、その他合理的に認知しうる開発行為が要因となって、JICA が協力を行う対象の事業により直接的に影響を受ける地域や資源に生じる追加的な影響の累積」を累積的影響の目安としている。 21. 具体的な事例については、上記 9 に記載の通りレビュー調査対象案件からは 2 件が特定された。 22. 運用見直し時の提言を踏まえ、FAQ に例示として「例えば、道路事業において、道路周辺への将来の住宅や商業施設の集積が環境に与える累積的な影響について配慮を求めた事例があります。」と追記されている。 23. MDBs における「累積的影響」の定義は上記 10 のとおり。 24. レビュー調査対象のカテゴリ A 案件では No. 35（ケニア国オルカリア V 地熱発電所）では、DFR 段階で累積的影響として複数の発電所からの騒音が想定されることが確認されたため、従業員に人体保護具が配布される等の緩和策が計画されたが、これらは全体会合で環境レビュー方針として説明された。 25. 米国の環境質委員会規則では累積的影響に「個人の活動」が含まれている。一方、世銀、IFC、ADB の累積的影響の定義には「個人の活動」は含まれていない。	
		【追加調査アイテム】世銀 ESF で拡大された検討する影響スコープ - ESS 2「雇用と労働条件」 ➤ 適用対象：以下の 4 分類の労働者に適用される、a) プロジェクト実施に携わる実施機関の労働者、b) コントラクター雇用の労働者、c) コミュニティ労働者、d) 一次供給者（primary suppliers）の労働者。a) と b) に対しては以下、労務管理手順、労働安全衛生対策、苦情処理メカニズムの対応が求められ、c) はプロジェクトの性質規模等	世銀 ESS2 労務管理手順、労働安全衛生対策の参照の要否

現行ガイドライン 条文	調査アイテム、運用見直し WG 提言	調査結果、論点が抽出された背景理由	論点（案）
		に於いて労務管理手順と労働安全衛生の一部、d)は以下の対応は求められないが、児童労働や強制労働、労働安全面の重大な欠陥が確認された場合は改善措置を要求する。 ➤ 労務管理手順（LMPs；Labour Management Procedure）の作成：労働時間、給与の計算方法、超過勤務、年金等を含む明確な雇用条件、差別的雇用等の禁止、搾取の防止、弱者への配慮、結社団体交渉の自由、児童労働強制労働の禁止等の内容が盛り込まれる。 ➤ 労働安全衛生対策（OHSM；Occupational Health and Safety Measure）の作成：関連する EHS ガイドラインを踏まえ、労働者の労働安全衛生対策を整理した文書で、実施機関によって作成され、コントラクターが実施監理することになる。 ➤ 苦情処理メカニズム：労働者向けに設置が求められる。 • IFC の PS 2「雇用と労働条件」では、世銀 ESS でいう労務管理手順や労働安全衛生対策といった特定の文書名は無いものの、ESS 2 の労務・労働安全衛生の重要な要素はほぼ等しく網羅されている。 • GL では、別紙 1「検討する影響の範囲」の中で、「労働環境（労働安全を含む）」と記載しているが、それ以上は規定されていない。 • ESS4「コミュニティの衛生安全」 ➤ 緊急事態対応計画 (Emergency Response Plan、ERP) の策定：緊急事態（人的自然）がありうる事業では ESIA を通じて、コミュニティの衛生安全へのリスクを特定する。当該リスクの分析評価を通じて必要に応じ、ERP を策定する。 ➤ ダムに関する ERP： 水力発電、給水、灌漑、洪水制御等の用途のダムについて、GIIP (Good International Industry Practice) に従い、キャパシティのあるエンジニアによる安全対策を講じる。 ➤ 有害廃棄物管理計画（Hazardous Waste/Materials Management Plan）の策定： 被影響コミュニティが危険物にさらされる可能性のある事業において、危険物を特定し保存、操作、使用、廃棄の実施体制と責任主体を明確にし、管理モニタリング計画及び緩和策実施を検討するもの。危険物の定義は EHS ガイドラインに従う。（※労働環境における有害廃棄物管理については、ESS3 において汚染対策の一環として実施されることが求められている。） ➤ 地域外からの労働者の流入による影響と対策： 労働者の流入によるリスク（伝染病等）に配慮することが掲げられている。世銀の Guidance Note on Managing Risks Related to Labor Influx によれば、「労働者の流入の削減」、「ESIA 等を通じたリスクの把握と管理」、「緩和策の実施を建設工事契約の一部に含めること」の 3 点を対応原則とする。 ➤ 保安員（Security Personnel）： 保安措置によって事業実施地内外のコミュニティにもたらされるリスクを評価し、仮に違法的暴力的な行為の申し立てがあった場合にはそれをレビューする。 ➤ インフラ構造物の安全性の確保： 構造物の設計や建設は、周辺コミュニティの安全性も配慮して行い、その際は気候変動も考慮する。異常気象（気候変動に伴う急激 and/or 緩やかな気象の変化を含む）の発生リスクが高い場合、独立の専門家が当該構造物の設計の妥当性を確認する。 • IFC の PS 4「地域社会の衛生、安全、保安」と ESS 4 の間に大きなギャップは認められない。ただし、ESS4 は構造物の安全性の点で気候変動を考慮することを求めている。 • 世銀 ESS8「文化遺産」 ➤ 有形文化財（tangible cultural heritage）、無形文化財（intangible cultural heritage）が対象である。有形文化財とは、考古学的、古生物学的、歴史的、建築学的、宗教的、審美的、その他の文化的に重要である移動可能もしくは移動不可能な物、用地、建造物、建造物群、ならびに自然の造作および景観と定義される。無形文化財とは、コミュニティや集団が文化遺産と認識し、世代から世代へ受け継がれ、継続的に再現されているような、慣行、描写、表現、知識やスキル、また、楽器、物体、工芸品、文化的な場所のことを言う。（ESS8 para4） ➤ ESS 8 はこうした文化遺産に負の影響が生じる可能性のある場合に適用される。負の影響が生じる可能性とは、(a) 掘削、建物等の破壊、大地の変動、洪水など物理的影響の変化を含む事業、(b) 文化的保護区及びその周辺緩衝地帯で行う事業、(c) 文化遺産の保全監理利用を支援する事業が含まれる。また無形文化財の場合は、事業が物理的な影響を及ぼす場合や、無形文化遺産が商業利用される可能性を含む場合に適用される (ESS 8, para5, 6)。 ➤ 環境社会影響評価の一環として、文化財への負の影響の有無をアセスし、必要な場合には、借入人は、文化財管理計画（cultural heritage management plan）を策定する。（ESS8 para 8, 9） ➤ プロジェクト実施中（工事中等）に文化財を発見した場合には、プロジェクトごとに作成される chance finds procedure（文化財発見時手続き）に従って文化財を取り扱う。（ESS8 para 11）	世銀 ESS 4 緊急事態対応、有害廃棄物、域外労働者の流入、保安員リスク、事業の影響を受ける可能性のあるコミュニティ安全性確保の配慮項目への追加 世銀 ESS4 構造物の設計における気候変動の考慮 世銀 ESS 8 無形文化遺産の配慮項目への追加、

現行ガイドライン 条文	調査アイテム、運用見直し WG 提言	調査結果、論点が抽出された背景理由	論点（案）
		IFC PS 8「文化遺産」に関する配慮事項は世銀 ESS 8 と同様である。	
別紙1 法令、基準、計画等との整合性	「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」の事例整理 - 世銀、ADB、IFC の「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」に係る対応状況の整理 - 上記以外は 2.6 にて確認	1. 「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」の事例整理 90 案件中、「自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」の中で実施された事例はなかった。また、同地域が周辺に存在する案件は 7 案件(No. 5, 18, 21, 24, 35, 41, 42)確認された。 2. 世銀、ADB、IFC の「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」に係る対応状況 2.1 リスク影響の評価 - 世銀 ESS 6「生物多様性保全と天然資源の持続可能な管理」では、事業の実施による生息地及び生物多様性へのリスク及び影響を把握する。リスクや影響に対しては回避最小化軽減の順に対応する（Mitigation hierarchy の適用）。また、回避最小化軽減を行っても重大な影響が残存する場合、生物多様性オフセットを実施する。緩和策の実施に当たっては、precautionary approach を適用し、adaptive management を行う。 - ADB は、影響評価において、生息地の破壊や外来種の流入、持続的でない資源利用など、生物多様性に対する主要な脅威に着目して評価を行う。リスクや影響に対しては、回避最小化軽減の順に対応する（Mitigation hierarchy の適用）。（SPS Appendix 1, para 24） - IFC PS 6「生物多様性保全と天然資源の持続可能な管理」では、事業による直接的・間接的な生態系と生態系サービスへのリスクを評価し、重大な残余的な影響も評価する。生態系や生態系サービスへの影響はできるだけ回避すべきだが、不可能な場合は生態系や生態系サービスの回復改善を目的とする措置がとられる。事業の複雑性によっては影響予測が困難なことから、環境の変化やモニタリングを踏まえて対応する Adaptive management も検討可能。 2.2 生息地区分及び事業を実施する場合に満たすべき要件 - ESS 6 では、「生息地」は’ a terrestrial, freshwater, or marine geographical unit or airway that supports assemblages of living organisms and their interactions with the nonliving environment.’ と定義され、この定義に該当するエリアは、以下の 3 つの生息地に分類される。借入人は各々の要件を満たしながらプロジェクトを実施する。 ① 改変された生息地(Modified Habitat) 農地、植林地、沿岸埋立地、埋め立て湿地など人為的に生態的機能や種組成が改変された土地を指す。借入機関は改変された生息域の生物多様性への影響を回避、最小化し、適切な緩和策を講じる ② 自然生息地(Natural Habitat) 生態的機能や種組成が人為的に改変されていない原生のままの生息域を指す。事業が負の影響を与えることが想定される場合、技術的、財政的な見地から他の代替案がない場合で、なおかつミチゲーションヒエラルキーに沿った配慮が難しく、その結果として生物多様性オフセットが難しい場合、このような生息地においては事業に関するいかなる活動も行わない ③ 重要な生息地(Critical Habitat) 以下に示すような、生物多様性の重要度、価値が高い地域を指す。 - IUCN のレッドリストや類似の指標により、絶滅寸前種ないし危惧種とされる生物種にとって重要な生息地 - 地域固有の、あるいは生息地が限られた生物種にとって重要な生息地 - 移動性の生物種や、集団を作る生物種にとって重要な生息地 - 危機に瀕した、あるいは固有の生態系 - 上記 1) から 4) に示した生物多様性的価値の維持に必要な生態系機能や特徴 重要な生息地においては、借入機関は以下の場合を除いて、いかなる活動も実施しない - 実行可能な代替案が他に無い場合 - 国内法制度や国際法で定められた手続きに則り採択された案件の場合 - 想定された負の影響が生物多様性の減少や改変を伴わない場合 - 絶滅危惧 IA 類、絶滅危惧種、生息地域限定種の個体数が長期にわたり減少するような事業でない場合 - 事業が重要な生息地の大幅な劣化や改変を伴わない場合 - 生物多様性の net gain 達成に必要なミチゲーションヒエラルキーが検討されている場合。 - 実効性のある長期のモニタリングと評価が行われる場合 上記が満たされる場合、緩和策を生物多様性管理計画に含めて借入人と合意する。	世銀 ESS6 生息地区分及び保護区の定義、リスク管理手法の参照 原則、保護区では事業を実施しない要件から、生息地区分に基づいた事業実施への変更の要否

現行ガイドライン 条文	調査アイテム、運用見直し WG 提言	調査結果、論点が抽出された背景理由	論点（案）
		- ADB, IFC も生息地を三区分し、それぞれの定義は世銀とほぼ同様である。また、重要な生息地（Critical Habitat）で事業を実施する場合に借入人に求められる要件は、ADB, IFC とも世銀とほぼ同様である。 - 生物多様性管理計画 - 世銀 ESS 6 では、事業の実施による生息地及び生物多様性への重大なリスクや影響が確認された場合、生物多様性管理計画（Biodiversity Management Plan, BMP）が策定及び実行される（ESS 6, para 9）。BMP には、生物多様性管理の目的、活動概要、緩和策、実施スケジュール、組織制度と責任体制、費用などが記載される。（ESS 6, Appendix 1） - ADB SPS には、生物多様性管理計画や行動計画にかかる記載は無い。 - IFC PS6 では、重要な生息地に影響を及ぼすような事業を実施する場合、緩和策を Biodiversity Action Plan にまとめる。 - 生物多様性オフセット - 世銀 ESS 6 では、生物多様性オフセットは、全ての技術的財政的に実施可能な回避、最小化、再生措置を行っても依然として重大な影響が残存する場合のみ、最終手段として実施される（ESS 6, para15）。生物多様性オフセットを実施する場合は、生物多様性の価値の no net loss もしくは望ましくは net gain が達成されるよう、測定可能で、追加的、かつ長期の保全効果をもたらすよう実施される（ESS 6, para16）。 - ADB SPS では、生物多様性オフセットを含む補償措置は、回避、最小化、緩和策を実施しても依然として重大な影響が残存する場合に、最終手段として実施され、no net loss または net gain を実現する（SPS Appendix 1, para 13, para24）。 - IFC PS 6 では、回避・緩和・回復策が講じられた上でのみ、生物多様性オフセットも検討可能。生物多様性オフセットを実施する場合は、生物多様性の no net loss もしくは望ましくは net gain が達成されるよう、測定可能な効果をもたらすよう計画・実施される。重要な自然生息地でのオフセットの場合は、net gain が条件（para10）。 2.3 保護区の定義及び事業実施要件に関する整理 - ESS 6 では、保護区は政府により長期的な自然とその生態系サービスや文化的価値の保護を目的として指定された地域を指す。国際的に認知されている地域も含む。なお、国際的に認知されている保護区の例示として、国際連合教育科学文化機関（UNESCO）世界遺産条約に基づいて作成された世界遺産リスト地域、UNESCO 生物圏保存地域、及びラムサール条約湿地に加え、生物多様性重要地域（KBA：Key Biodiversity Areas）、重要野鳥生息地（IBA；Important Bird Areas）、ゼロ同盟地域（Alliance for Zero Extinction Sites）が追加された。保護区であっても、事業実施が禁じられている訳でなく、特定の条件を満たす必要がある。 - ESS 6 では、「保護区」でプロジェクトを実施する場合やプロジェクトに影響を与える可能性がある場合、借入人は法的ステータスと保護の目的に一致する範囲で事業を実施する。影響評価に基づき緩和策を立案し、保護区の一体性や保護目的、当該エリアの生物多様性を損なわないよう配慮する。プロジェクト対象地が上記 3 つの生息地区分のいずれかに該当する場合、借入人は、当該生息地での事業実施要件に追加して、保護区での要件を追加で満たす必要がある。 - 当該事業の内容が法律上許可されていること。 - 当該地区の政府が認証した管理計画に一致する形で実施すること。 - 当該保護区の管理者やスポンサー、先住民族を含む被影響者、他の関係者と、事業の案件形成、設計、実施、モニタリング、事後評価の段階において必要に応じて、協議し、彼らの参加を確保すること。 - 必要に応じて追加的なプログラムを実施し、当該地区の保護目的と効果的な管理の推進と増進を図ること。 - ADB SPS では、Legally Protected Areas と記載されているが、その定義及び事例は示されていない（SPS, Appendix 1, para 30） - IFC PS6 では、対象事業が、保護区や国際的に認識された地区で実施される場合、クライアントは、当該事業に適用される生息地での事業要件を満たすことが求められ、さらに以下の 4 つの条件を満たす必要がある（para 20）： - 当該事業の内容が法律上許可されていること。 - 当該地区の政府が認証した管理計画に一致する形で実施すること。 - 当該保護区の管理者やスポンサー、先住民族を含む被影響者、他の関係者と、事業の案件形成、設計、実施、モニタリング、事後評価の段階において必要に応じて、協議し、彼らの参加を確保すること。 - 必要に応じて追加的なプログラムを実施し、当該地区の保護目的と効果的な管理の推進と増進を図ること（新規改変を伴わない事業においては、必ずしも追加的なプログラムの実施が必要とは限らない。）	

現行ガイドライン 条文	調査アイテム、運用見直し WG 提言	調査結果、論点が抽出された背景理由	論点（案）
	第 2、6 回 運用見直し時の提言 【自然保護や文化保護のために特に指定した地域】 4. FAQ における解釈は、「特に指定した地域」であるための「条件」となっている。具体的な事例を記述し、わかりやすくすべきである。 5. まず、大前提として各国の政府等が法律や条例等によって指定した保護地域を対象とするべきで、そうでない場合 IUCN のルールに基づくかが議論されるべき。そして IUCN のルールに基づくべきかどうかについても、例示にするべきである。 6. 中央政府の法令等だけではなく、地方政府等が条例等により定める地域についても「保護地域」として扱うべきである。 7. 保護地域における開発の可否や程度については、各国の法令等によりそれぞれ定められていることから、各案件において合理的に判断する必要がある。 【「自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」における事業実施条件】 8. 「原則として実施しない」という環境社会配慮ガイドラインの規定を踏まえ、自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域(以下「同地域」)においての事業実施が可能であることが前提ではないことを説明することが必要である。 9. 同地域でプロジェクトを実施する背景や理由について、JICA がその考え方を明らかにできる場合、プロジェクト形成を可能とする余地を残しておくことも重要である。 10. 環境社会配慮ガイドラインでは、「政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」と規定	- 現行 GL では、「プロジェクトは、原則として、政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域の外で実施されねばならない」、また「このような指定地域に重大な影響を及ぼすものであってはならない」と規定している。 2.4 サプライチェーンに対するセーフガードポリシーの適用 - 世銀、IFC、ADB の対応は以下の通り。 - 世銀 ESS 6 では、借入人が天然資源を購入する際、自然生息地または重要な生息地が著しく転換または著しく劣化する恐れがある地域から調達されると分かっている場合、一次供給者の環境社会面の評価や検証方法を確認する。(ESS6, para38) また、借入人は、①一次供給物の生産地、当該生産地が属する自然生息地のタイプを確認する、②可能な場合、自然生息地または重要な生息地に重大な影響を与えていないことを提示できる一次供給者からの調達しか行わないこと、③可能な場合かつ適切な期間内に、一次供給者を自然生息地または重要な生息地に重大な影響を与えていないことを提示できる供給者に変更すること、の 3 点が求められる。 - ただし、一次供給者への影響力の行使に係る借入人の能力等によってこれらのリスクへの対応が変わることには留意が必要。(para 40) - IFC は、世銀と同様、一次供給者の環境社会面の評価や検証方法を確認することが求められる。また、世銀 ESS 6 の 3 点に加えて借入人の primary supply chains の継続的なレビューが求められる。ただし、一次供給者への影響力の行使に係る借入人の能力等によってこれらのリスクへの対応が変わることには留意が必要。(para 30) - ADB の SPS には規定なし。 2.5 違法伐採を含む違法行為 - 世銀 ESS6 には、回避すべき違法行為について規定なし。 - ADB SPS はワシントン条約（絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約）で規制される野生動植物の取引を融資対象外に挙げている。 - IFC PS6 には、回避すべき違法行為について規定なし。 3. 2.6 参照する法令と基準を参照 4. 運用見直し時の提言を踏まえ、FAQ に、「国際的に自然保護の重要性が認められている地域」として、国際連合教育科学文化機関（UNESCO）世界遺産条約に基づいて作成された世界遺産リストに記載されている地域、UNESCO 生物圏保存地域、及びラムサール条約湿地が例示されている。また、「国際的に文化遺産の保護の重要性が認められている地域」として、UNESCO 世界遺産条約に基づいて作成された世界遺産リストに記載されている地域が例示されている。 5. 運用見直し時の提言を踏まえ FAQ には、上記 2 に示すとおり、保護区とは国や地方政府等が法律や条例等により自然保護や文化遺産保護を目的として既に指定した地域を指し、これらに該当しない場合「国際自然保護連合（IUCN）の保護地域管理カテゴリ等を参考に、地域の特性等を考慮して合理的に判断する必要があるものと考えます。」と追記されている。 6. 運用見直し時の提言を踏まえ、FAQ では「政府が法令等により自然保護のために特に指定した地域」について、国や地方政府等が自然保護（もしくは文化遺産保護）を主目的として法律や条例等により指定している地域、と明示している。 7. 運用見直し時の提言を踏まえ、FAQ に「地域の特性等を考慮して合理的に判断する必要があるものと考えます。」と追記されている。 8. 運用見直し時の提言を踏まえ、FAQ では、「このような地域（政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域）でのプロジェクトの形成及び実施は、国際金融公社（IFC）等の規定を参考に条件が全て満たされる場合に限られます」と明記している。 9. 上記 8 のとおり、例外規定を設けている。 10. No. 24 ベトナム国南北高速道路建設事業では、事業対象地域が、UNESCO 認定のカンゾーマングローブ保護林（中心帯）から約 12km 北に位置しており、同保護林周辺の移行帯を通過するが、移行帯における都市化は許可されており、郡人民委員会及び同保護林管理委員会から承認を得て事業実施を行った。 11. レビュー調査対象案件では指摘されている案件は確認されなかった。	

現行ガイドライン 条文	調査アイテム、運用見直し WG 提言	調査結果、論点が抽出された背景理由	論点（案）
	しているが、各国の法令の内容や保護区制度はそれぞれ異なっていることを配慮する必要がある。（例えば、保護区内であっても、バッファゾーンや保護の度合いが高くない場所で一定の基準を満たす開発を許可する法制度を有する国も存在する。） 11. 「政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」を、プロジェクトを実施可能とするために相手国政府等が変更する等の問題が発生していることが、国際会議等でも提起されているため、こうした実情を認識し、慎重な対応を行う必要がある。 【重要な自然生息地】【自然生息地】 12. 「重要な自然生息地」については、具体的事例を記述し、わかりやすくすべきである。 13. 環境社会配慮ガイドラインでは、「重要な森林」が「重要な自然生息地」と併記されているが、特に「森林」だけ明記されているのはおかしい。「海洋」や「高地」といった森林以外の地域の環境社会影響も配慮されるべきである。 14. 「重要な自然生息地」は、環境社会配慮ガイドラインでは「生態系及び生物相」において規定されているが、「地域コミュニティ」や「社会環境」の側面からも配慮されるべきである。 15. IUCN のレッドリスト等を参考に作成されている「生物多様性重要地域（Key Biodiversity Area：KBA）」は、重要な自然生息地を示すリストとして参考にできる。 【著しい転換著しい劣化】 16. 「転換」は面的な観点から、「劣化」は質的な観点からの負の影響を表しており、JICA の解釈において考慮されるべきである。 17. 「著しい転換」について、世界銀行の OP 4.04 Annex A において、「開墾、植生の移転、ダム等による恒久的な水没、湿地における排水埋立水路開発、地表採掘等」の例示があるように、JICA の FAQ においても例示を記載すべきである。また、重大な汚染等による「陸域だけではなく水域の生態系」の「著しい転換」も含まれます。 18. 「著しい転換」「著しい劣化」に該当するかは、各案件の背景や事業内容から合理的に判断する必要がある。 【「重要な自然生息地」における事業実施条件】 19. 「プロジェクトは、重要な自然生息地または重要な森林の著しい転換または著しい劣化を伴うものであってはならない」という環境社会配慮ガイドラインの規定を踏まえ、事業実施が前提ではないことを説明することが必要である。 20. JICA の案件形成が実質的に不可能となる要件を課すことには慎重であるべきである。 21. 「合理的な期間にわたって、以下に示す絶滅危惧種の個体数	12. レビュー調査の結果を参照し、今後、FAQ で例示を行う予定。 13. レビュー対象案件の中で、レビュー対象案件中、事業実施区域に重要な自然生息地 が存在すると考えられる事業が 5 案件確認された。No. 33 インド国ムンバイ湾横断道路建設事業では、干潟が重要な自然生息地に該当すると判断され、No. 16 バヌアツ国ポートビラ港ラペタシ国際多目的埠頭整備事業では、海洋の一部が重要な自然生息地に該当すると判断され、それぞれ必要な配慮が行われている。No. 29 インド国レンガリ灌漑事業フェーズ 2 では、フェーズ 1 時に作成された Wildlife Management Plan に基づき、フェーズ 2 用計画を現在作成中であり、同プランによる緩和策の実施が予定されていることを確認された。他 2 件の事業はいずれも環境モニタリング実施前であるが、保全措置の計画及びモニタリング計画の準備が行われている。世銀、IFC、ADB 等の MDBs のセーフガードポリシーにおいて、「海洋」や「高地」等が明記されている事例は確認されなかった。 14. レビュー対象案件において、該当する事例は特定されなかった。 15. 世銀 ESS 6 では保護区の定義が拡大され、国際的に認知されている保護区の例示として、生物多様性重要地域（Key Biodiversity Area：KBA）が含まれている。一方、JICA では重要な自然生息地について、該当の有無は個別案件の影響やリスクに基づき個別に判断される。本事項は、論点「世銀 ESS6 生息地区分及び保護区の定義、リスク管理手法の参照」に含まれる。 16. 運用見直し時の提言を踏まえ、FAQ では、以下のように面的な観点と質的な観点を考慮して JICA の解釈が示されている。 「世界銀行のセーフガードポリシー等の定義を踏まえ、JICA の協力する事業の実施に伴って発生する著しい転換、著しい劣化の考え方については、以下のように認識しています。なお、JICA が協力する事業が「著しい転換または著しい劣化を伴う」かどうかは、当該事業内容及び地域の特性等を考慮して合理的に判断する必要があるものと考えます 著しい転換：重要な自然生息地または重要な森林である状態が、完全に消滅または著しく減少すること 著しい劣化：重要な自然生息地または重要な森林が持つ当該地域の在来種を保全維持する機能や生態系の主要な機能が著しく減少すること」 17. レビュー対象案件では、事業実施区域が重要な自然生息地に該当する事業が 5 件確認されたが、いずれの案件も、著しい転換劣化を伴うものではない。事業実施区域の一部は樹木地、干潟、湿地等に該当するが、「開墾、植生の移転、ダム等による恒久的な水没、湿地における排水埋立水路開発、地表採掘等」は実施されていない。なお、OP4.04 Annex A には significant conversion の例示が含まれていたが、ESS 6 には例示は含まれていない。 18. 運用見直し時の提言を踏まえ、16 のとおり、FAQ には「JICA が協力する事業が「著しい転換または著しい劣化を伴う」かどうかは、当該事業内容及び地域の特性等を考慮して合理的に判断する必要があるものと考えます。」と記載している。 19. 運用見直し時の提言を踏まえ、FAQ では、「「重要な自然生息地」以外の地域において実施可能な代替案が存在しないことを確認した上で、プロジェクトの形成及び実施を行う場合には、国際金融公社（IFC）等の規定を参考に、以下の全ての項目が満たされることが必要であると考えています」として、事業実施に際して満たすべき項目を示しており、事業実施が前提ではないことが説明されている。 20. レビュー調査対象案件中、事業実施区域が重要な自然生息地に該当するために案件形成が不可能となった事例は確認されなかった。また、世銀 ESS 6 では 22 ページの【生息地区分及び事業実施要件に関する整理】のとおり、自然生息地の定義、及び事業実施要件が導入されている。	

現行ガイドライン 条文	調査アイテム、運用見直し WG 提言	調査結果、論点が抽出された背景理由	論点（案）
	に純減をもたらさないこと」にある「絶滅危惧種 IA 類／IB 類（CR 及び EN）」に加えて、「絶滅危惧 II 類（VU）」及び「準絶滅危惧種（NT）」を含めるかどうか慎重な検討が必要である。調査や事業の負荷が大きくなり、また、緩和策やモニタリングの実施の上で現実的な対応をとることが重要である。	21. 世銀 ESS 6 では、重要な自然生息地における事業実施条件として、「絶滅危惧 IA 類、絶滅危惧種（CR 及び EN）、生息地域限定種(restricted-range species)の個体数が長期にわたり減少するような事業でない場合」と規定されている。また、IFC PS 6 では「合理的な期間にわたって絶滅危惧種 IA 類／IB 類（CR 及び EN）の個体数の純減をもたらさないこと」と規定されている。これらを受けて、JICA でも原則、絶滅危惧種 IA 類／IB 類（CR 及び EN）の個体数の純減をもたらさないことを事業実施要件としている。 【助言委員会で作成された論点】 「水田における生態系サービス」2016 年 12 月 2 日カンボジア国プノンペン - パペット高規格幹線道路整備事業（協力準備調査（有償））ドラフトファイナルレポートワーキンググループより 「本事業の土取場として一時的に使用される土地の大部分は水田である可能性が高い。水田や里山など人間の利用により生じた二次的自然については、その生態系サービスや事業による影響を如何にして評価するかという点は、JICA の環境社会配慮における今後の課題であるとの指摘がなされた。」	
別紙 1 社会的合意	1. ステークホルダー協議（①告知実施日時、②場所、③方法（住民集会、個別インタビュー、言語）、④社会的弱者に対する配慮手法、⑤告知方法、⑥参加者（人数、被影響者に占める割合、所属、性別等）、⑦協議内容(事業サイトの範囲、事業形態、地域住民の持つ問題点、ニーズ等)、⑧参加者からのコメント、⑨実施機関による返答、⑩寄せられたコメントの計画や事業への反映結果、⑪協議の議事録の有無）の確認 2. 外部からの指摘事項が確認された場合には、その原因（GL 記載内容が十分であったかを含む GL 自体の問題、解釈の違い、運用能力等）について確認 3. 社会的弱者に対する配慮事例の整理 第 4 回 運用見直し WG 提言 【社会的弱者へ配慮したステークホルダー協議】 4. 社会的弱者へ配慮したステークホルダー協議を実施するにあたってのより具体的な方法を将来的な検討課題としてはどう	1. ステークホルダー協議の確認 【中間報告書案 2.2.4 (9) 意味のあるコンサルテーション】 - ステークホルダー分析は JICA GL、EIA 法規、世銀 OP など明確に要件が整理されていなかったため、実務レベルでは実施されていても、EIA、RAP など明確に記録されているケースが少なかった。90 案件のレビューでは EIA、RAP などでは実施が特定されなかったが、質問票に対する回答によると 16 案件で実施されているとの回答であった。 - 協議ごとの参加人数は、案件によってバラつきがあった。被影響住民の数は案件によって異なり、また、被影響住民の地理的分布も案件の性質によって大きく異なるため、一概に 1 回当たりの適切な参加人数の目安を設定することは難しい。500 人以上が参加した協議例も確認されているが、意味ある参加を確保するため、ハンドアウトを配布することや、実施スタッフの増員等の工夫を講じるなどの工夫が考えられる。 - EIA や RAP からは住民協議の調査アイテムにかかる実績の確認が困難であった。招待方法、招待時期、ジェンダー別の参加者、PAH の参加割合等は十分に含まれていないことがあった。また、協議時に使用言語は通常現地公用語が使用されているケースが多いはずであるが、RAP 内に記録がされていない案件が散見された。EIA や RAP 計画中のコンサルテーションの記録は EIA や RAP に含まれていたが、協議の議事録や参加者の内訳に加えて、どのような意図で日時や実施場所が選ばれたのか、なぜフォーカスグループディスカッション（FGD）が必要なのか等といった事項にかかる説明が、EIA や協力準備調査報告書上に十分に記載されていない点は課題である。 - より多くの被影響世帯（PAH）の参加を促すため、また、PAH の理解を深めるため、当初の予定よりも協議の回数を増やすなどの事例（案件 No. 17, 32）も見られた。 - 利害が異なるステークホルダー、特に社会的弱者の声が押さえ込まれる懸念についての対応策として、特定のグループのみを対象とした協議や FGD が開催された事例も見られた。 - 例えば案件 No. 2 では、個別訪問によるインタビューや内職で線香を作っている人々、ケラニ川で入浴している人々、三輪タクシー運転手、学校の児童等のグループを対象とした FGD を実施し、また案件 No. 32 では、非正規住民が多いベンガリ コミュニティーのみを対象にした協議を別途開催した。 2. 外部からの指摘事項が確認された場合には、その原因について確認 - 外部からの指摘については、4 件（No. 6, 9, 13, 19）あった。また、レビュー対象案件では 4 件（No. 4, 12, 26, 83）の異議申し立てが JICA に申請されており、2 案件（案件 No. 4, 83）について JICA 異議申し立て審査役による調査が実施されている。どちらについても GL 不遵守の事実は確認されなかったが、審査役が GL の理念等を踏まえた対応を促進するために問題解決に向けた助言を行っている。 3. 社会的弱者に対する配慮事例の整理 - カテゴリ C（10 件）を除く 90 案件中 60 案件において、社会的弱者への配慮にかかる計画が確認された。カテゴリ FI の 7 件や既存の施設内での案件実施等社会的弱者が確認されなかったために配慮が計画されていない案件等が 30 案件であった。社会的弱者に対する配慮の計画について、全般的には所得、食費、医療費等に係る金銭面の補助が多くみられた。 【追加調査アイテム】現地ステークホルダーとの協議に関する ESS 10 の規定 2.4 現地ステークホルダーとの協議を参照。 4. レビュー調査案件では、社会的弱者に配慮したステークホルダー協議の方法として、以下が確認された。	事業により影響を受けるステークホルダー分析の実施 ESS10 ステークホルダーエンゲージメント計画の参照の要否

現行ガイドライン 条文	調査アイテム、運用見直し WG 提言	調査結果、論点が抽出された背景理由	論点（案）
	か。（具体的には下記の提案がなされました。） ✓ ステークホルダー協議で討議できなかった部分や参加出来なかった人を取り込むための仕組みを検討する。 ✓ ステークホルダーの人数が多い場合、意味ある参加を確保するため一回当たりの参加者数の目安を設定する。 ✓ 利害が異なるステークホルダーを一堂に集めて協議を行うことは、率直な意見を抑え込むことにもつながるので留意するべき。	✓ No. 1 No. 17 No. 32 では、当初計画のステークホルダー協議において参加者への情報提供が不十分であるとの認識があり、住民からの要望に応じて、ステークホルダー協議の追加実施を行った。 ✓ ステークホルダーの参画に関連し、世銀 ESS 10 ではステークホルダー参加計画の作成や、ステークホルダー分析が求められ、それらを通じてステークホルダーの意味ある参加が求められる。 ✓ No. 23、 No. 29、 No. 32 では、きめ細やかに現地住民との協議を行うため、FGD が実施されている。 【助言委員会で作成された論点】 「「障害者」の漢字表記について」2017 年 9 月 4 日フィリピン国メガマニラ圏地下鉄事業（協力準備調査（有償））ドラフトファイナルレポートワーキンググループより 「(前略) さらに、委員から、国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（以下「JICA ガイドライン」と言う）の 2.5.2 に「障害者」が社会的に弱い立場にあり配慮が必要な対象として明記されている一方で、別紙 1 社会的合意 2. では「女性、こども、老人、貧困層、少数民族等」と包括されており、特に明記されていない点について、今後の JICA ガイドライン改訂の論点としてはどうか、との提案がなされた。」	
別紙 1 生態系及び生物相	「重要な自然生息地」の事例（含む判断根拠、森林以外の地域、生物多様性重要地域の配慮状況、地域コミュニティにもたらす影響や地域コミュニティが自然生息地にもたらす影響、社会環境に与える影響や社会環境が与える影響）の整理 「重要な自然生息地における事業実施条件」に基づき事業を実施した事例整理 - 世銀、ADB、IFC の「重要な自然生息地」、「著しい転換著しい劣化」に係る対応状況の整理 - 違法伐採の有無の確認	「重要な自然生息地」の事例の整理 - 事業実施区域に重要な自然生息地 が存在する事業が 5 案件確認された。いずれの案件についても、著しい転換劣化を伴うものではなく、保全計画策やモニタリング等の対策が計画されている。 「重要な自然生息地における事業実施条件」に基づき事業を実施した事例整理 - カテゴリ C(10 件)を除く 90 件中、事業実施区域に重要な自然生息地に該当する事業が 5 案件確認されたが、そのうち 2 件(No. 33, 40)については、「重要な自然生息地における事業実施条件」に基づく整理がなされている。他 3 件(No. 12, 16, 20)については、「重要な自然生息地における事業実施条件」が整理される以前に環境レビューを実施しているため対象外とする。 - 世銀、ADB、IFC の「重要な自然生息地」、「著しい転換著しい劣化」に係る対応状況 - 上段（法令、基準、計画等との整合性）の『2. 世銀、ADB、IFC の「自然保護や文化保護のために特に指定した地域」に係る対応状況』を参照のこと - 違法伐採の有無の確認 - カテゴリ C（10 件）を除く 90 件で、違法伐採が確認された案件はなかった。	世銀 ESS6 生息区分及び保護区の定義、リスク管理手法の参照
別紙 1 非自発的住民移転	- 住民移転計画の作成有無、公開状況協議の有無と内容協議に際する言語と様式の確認。 - 非自発的住民移転及び生計手段の喪失は、回避最小化が検討実施され、対象者と <u>文書等で</u> 合意の上で実効性のある対策が講じられているかの確認。 - 環境レビュー段階の想定被影響住民数の確認 - モニタリング段階における被影響住民数の確認 - 環境レビュー段階の補償内容（補償のタイミング、再取得価格を含む補償費の算出方法、生計回復策、その他支援内容）の確認。 - 現地調査対象案件については、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できているかの確認。 - 苦情処理メカニズムの整備状況の確認	- 住民移転計画の作成有無、公開状況協議の有無と内容協議に際する言語と様式の確認 - JICAGL では、「大規模非自発的住民移転が発生するプロジェクトの場合には、住民移転計画が、作成、公開されていないことが望ましい。」と記載されている。住民移転計画については、カテゴリ C（10 件）を除く 90 案件中、用地取得の発生する 44 件のうち、39 案件で RAP/ARAP が作成されていた。残り 5 件では、RAP/ARAP は作成されていないが、国内法と JICA GL に基づき用地取得、住民移転が実施されることを確認し、補償方針やステークホルダー協議の実施状況・記録については環境チェックリストを通じて確認した上で、実施機関と合意している。 - 非自発的住民移転及び生計手段の喪失は、回避最小化が検討実施され、対象者と <u>文書等で</u> 合意の上で実効性のある対策が講じられているかの確認 - 住民移転が発生する 37 件のうち、文書で合意が確認されている且つ回避最小化が検討実施されている案件が 28 案件、計画が作成されているものの、まだ実施段階には至っていない（住民移転等が開始されていない等）案件が 9 案件であった。 - 環境レビュー段階の想定被影響住民数の確認 - 非自発的住民移転が発生する 39 案件で全て確認されている。 - モニタリング段階における被影響住民数の確認 - モニタリング段階における移転住民数は、非自発的住民移転が生じる 39 件の内、32 案件で確認できている（モニタリング段階にない、または住民移転が発生しない 7 案件を除く）。移転住民数が計画時、モニタリング時で変化している案件は 11 案件が確認された。移転住民数が増加しているのが 7 案件、減少しているものが 4 案件であった。移転住民数が変化した理由は、詳細設計段階で行われた設計変更や、詳細センサス調査による影響を与える範囲の明確化が挙げられる。	世銀 ESS5 Annex 1 の住民移転計画の構成要素の参照

現行ガイドライン 条文	調査アイテム、運用見直し WG 提言	調査結果、論点が抽出された背景理由	論点（案）
		5. 環境レビュー段階の補償内容の確認 - 非自発的住民移転が生じる全案件で、RAP 及び審査時の協議により、再取得価格による補償方針、及び具体的な算出方法を確認している。 6. 現地調査対象案件については、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できているかの確認 - 現地調査案件のうち、生計回復支援を実施していた案件に係る調査結果は下記のとおり。 ➤ (No. 5) インドデリー高速輸送システム建設事業フェーズ 3：生計回復支援策の実施に基づき、外部モニタリングが実施されており、移転地の整備状況や生計回復状況について特段の問題は報告されていない。 ➤ (No. 13) インドネシアインドラマユ石炭火力発電事業 (E/S)：2016 年 10 月から 2018 年 8 月まで、300 人が「農業スキル系」「非農業スキル系」の生計回復プログラムに参加し、引き続きプログラムが提供されている。また、アクセス道路や変電所用地以外では、農業の継続が認められている。 ➤ (No. 24) ベトナム南北高速道路建設事業（ベンルックーロンタイン間）：再取得価格に基づく補償に加えて、移転後の初期基盤整備のために家畜等が希望に応じて与えられたが、最初のこの支援を行った移転対象地域で、受け取った家畜を現金化して目的外に使用したケースが散見されたとの報告があったが、収入や生活水準が以前より低下したとの報告はない。 ➤ (No. 36) ミャンマーティラワ地区インフラ開発事業：実施機関からの説明によると、港湾においては、補償支払いにかかるモニタリングは実施済み。生計回復モニタリングについては、住所が合意書に記載されているが、生計回復モニタリング実施に際し、PAH が補償後に引っ越しており、その後の追跡調査が困難なるも、実施機関に対し要請中。また、電力においても、鉄塔部分の土地にかかる 2PAHs に対する耕作補償の支払いのモニタリングが実施され、問題なく支払われたことが確認されている（住民との合意文書有）。 ➤ (No. 42) タンザニアケニア-タンザニア連系送電線事業：生計回復支援策として、i) 地方電化、ii) アルーシャ変電所近辺のアクセス道路の改修、iii) 井戸の提供につき審査時に合意。現地調査にて、進捗状況を確認したところ、i) 地方電化：コントラクター契約に地方電化のパッケージがあり契約締結済みで地方電化が必要な地域を調査中、ii) アルーシャ変電所近辺のアクセス道路の改修：2019 年 4 月 15 日より工事開始、iii) アルーシャ変電所近辺の井戸の提供：アルーシャ変電所周辺は政府によりすでに上水供給が整えられている、との報告が得られた。 7. 苦情処理メカニズムの整備状況の確認 - レビュー対象案件で用地取得が発生するカテゴリ A、B の 44 案件のうち 43 案件で苦情処理メカニズムが構築されている。残る 1 案件（案件 No. 34）については、ES 借款であり、同借款内で苦情処理メカニズム構築を含む RAP 作成支援が行われる予定であるため対象外とする。 【追加調査アイテム】世銀 ESS 5「用地取得、土地利用の制限、非自発的住民移転」 - ESS 5 の適用対象は、用地取得、住民移転（土地の利用制限による移転を含む）、共有地の利用機会の喪失等が含まれる (para4)。 - 補償水準は再取得価格でなければならない、再取得価格の定義は OP4. 12 と大きな変更はない。ただし、土地や構造物の市場が機能している場合は、再取得価格は市場価格に登録税や譲渡税等の transaction cost を追加した金額が再取得価格となるが、土地や構造物の市場が存在もしくは機能していない場合、別の方法（例えば土地の生産物の価値等）を算出することで求められる (footnote 6)。 - 補償基準は公開され、一貫性を持って各損失資産に適用されなければならない。補償の算出基準は文書化され、PAPs に対して透明性のある手続きを経て支払いがなされることが求められている（para 13）。 - 土地に対する法的な、もしくは慣習上認められた権利を有さない住民が物理的に移転する場合、法的に居住が認められた家屋が提供されるよう支援する (para29)。 - 事業により生計手段や収入機会が減少する場合（経済的移転）、生計や収入が改善、もしくは少なくとも回復する対策が計画されなくてはならない（para 33）。 ESS5 Annex1 - これまでの世銀セーフガード政策では、200 名以上の住民移転が生じる場合は住民移転計画、200 名未満の場合は簡易住民移転計画の作成が求められていたが、ESS5 では、用地取得住民移転が生じる場合は、基本的に、規模や影響に関わらず、住民移転計画の作成が求められている。 - RAP の構成要素のうち、資産価値評価方法及び移行期間に係る記載は以下のとおり。 ➤ 損失資産に対する評価と補償に関して、「再取得価格を決定するため行う資産価値の評価方法」、「土地や自然資源の補償について、国内法及び再取得価格の水準とするため必要に応じた追加的措置を含めた補償の種類や水準」	

現行ガイドライン 条文	調査アイテム、運用見直し WG 提言	調査結果、論点が抽出された背景理由	論点（案）
		が含まれている (para10)。 ➤ 生計手段の変更や中断等を余儀なくされる場合、移行期間への支援が求められる（para29）。 - 住民移転計画の構成要素（Minimum elements of a resettlement plan）は、物理的移転、経済的移転について必要な要素を分けて明記された。物理的移転が生じる場合、引越しの支援、移転先地の選定・整備・移転、住宅・インフラ・社会サービス、環境保全と管理、移転アレンジメントにおける協議、移転先地の住民との融合についても計画に含める。（ESS5 Annex 1 para 17-23）経済的移転の場合、代替農地、土地や資源へのアクセスの損失、代替生計手段のための支援、経済開発機会の検討、移行期間中の支援についても計画に含める。（ESS5 Annex 1 para 24-29） - IFC PS 5「用地取得と非自発的住民移転」では、事業で用地取得・住民移転を回避できない場合、クライアントは、用地取得・住民移転の責任機関と協力することを求められ、許可があれば、用地取得・住民移転の計画策定、実施、モニタリングに積極的に関与する (para13)。用地取得・住民移転は当該国政府の責任であるが、クライアントにも PS5 に定める要件が達成されるような関与が求められる。PS5 の要件を満足しない政府のアクションしか期待できない場合は、PS5 の要件が満たされるような補完的な計画を作成し、実施・モニタリングを行うことが求められる。（para 30-32）	
別紙 1 先住民族	- 先住民族への影響の有無の確認 - 負の影響の回避最小化の検討状況確認 - 先住民族計画の作成公開状況確認 - FPIC の実施状況確認	- 先住民族への影響の有無の確認 - カテゴリ C（10 件）を除く 90 案件のうち、先住民居住区等への影響は 3 案件 (No. 32, 42, 44) で確認された。 - 負の影響の回避最小化の検討状況確認 - JICA GL では別紙 1 「対象プロジェクトに求められる環境社会配慮」でプロジェクトが先住民族に及ぼす影響は、あらゆる方法を検討して回避に努めねばならないと記載されている。本調査にて先住民居住区等への影響が確認された 3 案件においては、先住民族計画において、先住民に与える影響を最小化する方法が検討されている。 - 先住民族計画の作成公開状況確認 - カテゴリ C（10 件）を除く 90 案件のうち、先住民族居住区等への影響が確認された 3 件について、IPP の要素を取り入れて RAP が作成されたケース (No. 32)、IPP が作成されたケース (No. 44)、Vulnerable People’ s Plan が作成されたケース (No. 42) が特定された。 - FPIC の実施状況確認 (No. 32) インド北東州道路網連結性改善事業（フェーズ 1）（第一期）においては、国内法上先住民族として扱われている被影響住民が確認されているが、同事業においては、被影響住民のほぼ全員が先住民族であること、また彼らが一般住民と同じ生活様式や生活水準を維持していることが社会経済調査にて確認されていることを鑑み、IPP を別途作成するのではなく、住民移転計画の中に先住民族計画の要素を含め、協議においては Free, Prior, Informed Consultation に配慮を行っている（ADB や世銀が同州にて行っている事業においても、IPP の要素を反映した RAP が作成されている） (No. 42) タンザニアケニアータンザニア連系送電線事業においては、VPP 作成過程で、FPIC の原則に基づいて協議が行われた。審査時 (2019 年 4 月) には、VPP のスケジュールは環境社会管理計画（ESMP）同様であること、VPP を対象とした協議において挙げた緩和策（墓は移転対象としないこと、蛇を殺さない、割礼儀式を邪魔しないこと）が含まれていることを確認し、VPP が適切であると判断された。また、蛇を殺さない、儀式を邪魔しないという緩和策は、コントラクター契約において動物を殺すことの禁止、文化への配慮という形で反映されていることを確認した。 (No. 44) インド高速鉄道開発計画プロジェクトにおいては、FPIC の原則に基づき指定部族を対象としたコンサルテーション（FGD や個別インタビューを含む）が実施され、RAP で策定されたエンタイトルメントマトリックスに加えて、先住民を対象とした追加のエンタイトルメントマトリックスが作成された。 【追加調査アイテム】ESS 7「先住民族／アフリカサブサハラの歴史的に恵まれない伝統的地域社会」 - ESF の導入に向けて世銀が実施したコンサルテーションで、一部のステークホルダーから Indigenous Peoples という用語に対し民族間の対立を招く懸念が示されたため、ESS 7 ではタイトルが Indigenous Peoples/Sub-Saharan African Historically Underserved Traditional Local Communities に変更された。 - Indigenous Peoples/Sub-Saharan African Historically Underserved Traditional Local Communities（以下、「先住民族」）の要件は OP4. 10 と変更がない (ESS7, para8) - 世銀 ESS 7 では、借入人は先住民族との協議の上で事業の影響やリスクに応じた緩和策に関する計画を作成する (ESS 7, para 13)。当該計画は、以下の場合に独立した計画として策定される必要はない。①プロジェクトの裨益者が先住民族のみ、または圧倒的多数の場合、当該計画の要素は事業計画に反映されていることが想定されるため (ESS7, para15)。②先住民族が他の民族等と共存して暮らしている場合、先住民族への影響やリスクに応じた緩和策の全ての	先住民族の呼称について Indigenous Peoples/Sub-Saharan African Historically Underserved Traditional Local Communities を参照することの可否 世 銀 ESS7 FPIC（Free, Prior, and Informed Consent）の定義の参照 世銀 ESS7 先住民族配慮計画の構成要素の参照

現行ガイドライン 条文	調査アイテム、運用見直し WG 提言	調査結果、論点が抽出された背景理由	論点（案）
		要素を含みつつ、他の民族等も対象に含めた統合されたコミュニティ開発計画を策定することが可能（ESS7, para17）。③先住民族が用地取得や住民移転の対象となる場合、ESS5 及び ESS7 に基づく文書は統合して策定することが可能（ESS7, GN31. 2） - IFC PS 7「先住民族」では、先住民族の要件は、自己認識、地理的愛着、独特な文化経済社会政治的制度、主流層と異なる言語。（para 5）。クライアントによる影響緩和策は、影響を受ける先住民族コミュニティとの協議に基づき策定され、先住民族計画（IPP）やより広範囲のコミュニティ開発計画といった計画として取り纏められるものとする。（para 9）Free, Prior, and Informed Consent（FPIC）の合意とは、「先住民族」による集団での事業に対する合意であり、全員一致である必要はない。 - 現行 GL には、「十分な情報が提供された上での自由な事前の協議を通じて、当該先住民族の合意が得られるよう努めなければならない」と記載されている。これまでの世銀セーフガード政策では、「自由で事前の協議：（Free, Prior, and Informed Consultation, FPIC）であったが、ESS 7 では、FPIC の定義が自由で事前の合意（Free, Prior, and Informed Consent）に変更された。 - FPIC の合意とは、FPIC は全員の一致である必要はなく、Indigenous Peoples/Sub-Saharan African Historically Underserved Traditional Local Communities 内の個人またはグループから反対意見あった場合でも、合意とみなしうる。（ESS 7 パラ 25）	
別紙 1 モニタリング	- モニタリング計画の作成状況確認 - 上記以外は 3.2 にて確認	- モニタリング計画の作成状況確認 - カテゴリ C（10 件）を除く 90 案件中、全件で作成されていることが確認された。ただし、カテゴリ FI 案件は、仲介金融機関の環境社会配慮確認実施能力とサブプロジェクトの実施状況について報告を受けている。開発調査型技術協力 8 件については、モニタリング計画骨子案の策定を行っている。）	
別紙 2 カテゴリ A に必要な環境アセスメント報告書	- EIA の承認状況、言語、現地での公開状況及び複製の可否の確認 - EIA において GL に記載の必要な項目が含まれているかの確認 - 大規模住民移転を理由にカテゴリ A と判断された案件における EIA 実施状況の整理	- EIA の承認状況、言語、現地での公開状況及び複製の可否の確認 - EIA の承認状況、現地での公開状況及び複製の可否に関しては、カテゴリ A のうち、ES 借款内 EIA の作成支援を行う 1 件（No. 34）とマスタープランのみ実施する開発調査型技術協力（No. 39, 40, 44, 45）を除く全件で対応されていることが確認された。また、EIA の言語について、全件でプロジェクトが実施される国の公用語または広く使用されている言語で作成されていることが確認された。 - 複製の可否については、インターネットの普及が広まっていることから、インターネット上でも閲覧・複製可とする実施機関もあった。これまではインターネットの普及率が必ずしも高くないことや、費用がかかることからソフトコピーの公開よりもハードコピーの公開が重要視されてきているが、国によってはインターネット接続料が安価な国も増えてきている。 - EIA において GL に記載の必要な項目が含まれているかの確認 - カテゴリ A 案件（計 41 件）中、EIA において GL に記載の必要な項目が含まれているかの確認については、審査時までにて全ての項目を確認済みである。 - 大規模住民移転を理由にカテゴリ A と判断された案件における EIA 実施状況の整理 - カテゴリ C（10 件）を除く 90 案件中、大規模住民移転のみを理由にカテゴリ A と判断された案件は、計 6 案件（No. 2, 7, 11, 27, 28, 38）であり、全件において EIA が作成されていた。 - 世銀 ESS 1 では、「Annex 1 D. Indicative Outline of ESIA, E. Indicative outline of ESMP」に、ESIA と ESMP の構成要素が示されている。	世 銀 ESS 1 Annex 1 環境社会影響評価書（ESIA）の構成要素の参照
別紙 3 一般に影響を及ぼしやすいセクター特性、影響を受けやすい地域の例示	「影響を及ぼしやすいセクター」の妥当性の確認。（配電、上水道、農業等、影響を及ぼしやすい特性や影響を受けやすい地域に該当しない限りそれ自体はカテゴリ分類に影響しないと思われるセクターの影響の重大さの整理。）	「影響を及ぼしやすいセクター」の妥当性の確認 - 調査対象案件では「送電線配電セクター」として No. 42 タンザニア連系送電線事業、「農業セクター」として No. 29 インドレンガリ灌漑事業フェーズ 2 及び No. 40 パラグアイヤシレタダム湖隣接地域総合開発調査プロジェクトが該当する。いずれも、上記に掲げるセクター要件でカテゴリ A になる要素を有し、更に、地域や特性等を十分に勘案した上でカテゴリ分類がなされ、重大な影響が確認された案件はカテゴリ A に分類されていたことがわかった。	
別紙 4 スクリーニング様式	（調査アイテム無し）環境 GL が改定された場合は、スクリーニング様式も併せて変更。		
別紙 5 チェックリストにおける分	（調査アイテム無し）環境 GL が改定された場合は、チェックリストも併せて変更。		

現行ガイドライン 条文	調査アイテム、運用見直し WG 提言	調査結果、論点が抽出された背景理由	論点（案）
類チェック項目			
別紙 6 モニタリ ングを行う項目	1. モニタリング項目の妥当性、基準値の記載、工事中供用時の 区分	1. モニタリング項目の妥当性、基準値の記載、工事中供用時の区分 ・ EIA のモニタリング項目については工事中供用時の区分は確認が行われている。 ・ カテゴリ C（10 件）を除く 90 案件中モニタリング段階にある案件は環境面が 51 件、うち、50 件の環境モニタリング 結果が提出され、社会モニタリング段階にある案件は 30 件、うち、29 案件の社会モニタリング結果が提出されている。 （なお、環境・社会ともに確認のできていない 1 件は、情勢悪化のため事業中断中の案件〔No. 38〕である。）環境レ ビュー結果とモニタリング結果の乖離をレビューしたうち、5 案件で乖離があった。その原因としては、例えば、EIA 段階では想定されていなかった地下水位の上昇が発生し、排水路の設置を行ったこと（No. 6）、浚渫土の土捨て場予定地 が不法住民に占拠され、追加の土捨て場が必要となり、追加 EIA が実施されたこと（No. 11）等が確認された。	
その他			